

ファシズムと憲法

井 口 文 男

はじめに

- 一 第一次大戦とファシズム
 - 二 権力掌握時のファシズム
 - 三 権威主義体制の樹立
 - 四 「協同体」体制の虚構と真実
 - 五 ファシズムと「憲法」
- まとめにかえて

はじめに

「ヴェルサイユ条約は軍事的・領土的・経済的内容に加えてイデオロギー的内容をも含んでいた。戦争が民主主義的なもの、すなわち未だ明確には識別されていない敵対勢力に対する民主主義の戦争であったことを欲したように、平和は民主主義的なものであったこと、すなわち民主主義の原理にとっての新しい輝かしい時代が始まることを欲したのである。そして、その表現の頂点には今や国際的フリーメイソンの急進主義が君臨している。事実、ヴェルサイ

ユ条約の偉大な執行者は国際連盟と関連諸国に加えてフリーメイソンでなければならなかった。このフリーメイソンこそは、諸国の構造と生活のみではなく国家間の関係においても強力な影響力を行使しうる真の国際的スーパーパワーである。ワイマール憲法とチェコスロヴァキア憲法はヴェルサイユで生まれた勝利した民主主義にとっての身分証書、法的パラダイムであった。政治家や法学者達は、この二つの極めて民主主義的な憲法の幻影と新しい国際秩序の実質的というよりも形式的諸問題に焦点を当てた非常に巧みなプロパガンダのために、英仏のヘゲモニーに資するにすぎないヴェルサイユ条約の実質的不公正さに眼をそらされてきた。ムツソリーニこそが、ヴェルサイユ条約を世界における平和と正義の保障ではなく、危険であることを告発した最初の人物であった⁽¹⁾。

ファシズム体制下で協同体相、国民教育相を務め、ファシスト幹部の一人で知識人でもあったジュゼッペ・ボッタイは、一九四〇年七月三日の外相チアーノ宛のメモ（枢軸国が勝利した場合の「新しいヨーロッパ」体制についての構想）においてこのように述べている。このメモは更に続けて次のように言う。「このような前提から出発すると、現在の戦争に終止符を打つことになる平和条約も又イデオロギー的内容を含むものでなければならぬ。というのは一つの時代が確実に終わり、新しい時代が勃興するからである。イギリスのマグナカルタ、アメリカの憲法、人権宣言、ワイマール憲法とプラハの憲法という文書に支柱を置く時代が終わり、包括的にファシスト的と言いうる世紀が登場するのである⁽²⁾」。

ファシズムとは、イデオロギー的には、イギリスを起源とし、その後北米及びヨーロッパ大陸に普及していった自由主義（そしてその国家論としての近代立憲主義）、更にその発展形態としての自由民主主義（その憲法的表現としての議会制民主主義）にとって代わるものであるとの自負が滲みでている文章といえよう。それならばファシズムは如何なる憲法構想を提示しえたのが、まず問われなければならない。ファシズムという、この極めて新奇な、大衆時代における独裁という全く新たな問題を現代において突きつけた現象に関しては、言うまでもなく歴史学、政治学

の分野では豊富な研究成果が産み出されているところであるが、⁽³⁾ここではボッタイのメモの提起している問題を受けとめて、イタリア近代憲法史上における、すなわち憲法現象としてのファシズムの問題をとりあげることにする。そしてボッタイの豪語した如く近代立憲主義に代わりうる憲法構想を実現しえたのか否かということを中心的な論点に据えることにしよう。今日の時点からみれば、アングロ・サクソン流の自由民主主義が我が憲法においても「人類普遍の原理」として謳われているようにこの問題への解答は極めて容易のように思われる。しかしイタリアという国のこの時代に実際に首を突っ込んでみると事態は容易ならざるものがある。更にタイムスパンを長くして「国家と個人」、「権力と自由」⁽⁴⁾との関係如何という具合に問題提起すると、これは人類が文明に突入して以来の永遠の問題ともいえるものとなり、この両者の均衡・調和には細心の注意を払わないと我々の社会はいつでもホッブスの言う「自然状態」に逆戻りしないとも限らないのである。

さて、以上のことを念頭において早速本論に入っていくことにしよう。とりあえずボッタイの言に従い、ヴェルサイユ条約に内包されている民主主義の欺瞞性の告発にファシズムの秘密の一つがあるとするとするならば、我々の考察はまず「第一次大戦とファシズム」の問題を検討することから出発しなければならない。

(1) Giuseppe Bottai, *Diario 1935-1944*, Rizzoli, 1982, p. 503. しかし、このボッタイの指摘はもちろん割引して受け取らなければならない。周知の如く、立場こそ違え、イギリス大蔵省代表としてパリ講和会議に出席していたケインズは、ドイツの支払い能力を凌駕する賠償に関して憤激し代表を辞して一九一九年に『平和の経済的帰結』を著し、「ヴェルサイユの空虚な幻想」「この惨憺たる条約」と激しい言葉でヴェルサイユ条約を告発している（『ケインズ全集 第2巻 平和の経済的帰結』、東洋経済新報社、一九七七年）。

(2) Bottai, *op. cit.*, p. 503.

(3) ファシズムに関する文献については、ファシズム研究会編『戦士の革命・生産者の国家』（太陽出版、一九八五年）の巻末の文献一覧表が至便である。

(4) 例えは、ミルの『自由論』の冒頭を参照。

六〇

一 第一次大戦とファシズム

いうまでもなく第一次大戦は世界史の大きな転換をもたらした。ヨーロッパの没落、それに代わる主役新世界アメリカの興隆、極東の島国日本の世界の舞台への登場、そしてロシア革命によるボルシェヴィキ国家の成立、その影響を受けての世界各地での民族運動の昂揚等がその指標として挙げられよう。まさしく「戦争という暴力」により世界史はいやおうなく「近代」から「現代」へと移行することになった。⁽¹⁾

一九一四年六月二十八日、サラエヴォでオーストリア皇太子夫妻が暗殺され、それまで燻っていたオーストリアとセルビア間の緊張は一挙に爆発し、同年七月二十八日オーストリアはセルビアに宣戦し、同盟国ドイツは八月一日に対ロシア、同三日に対フランスに宣戦、一方イギリスは同四日に対ドイツに宣戦し、ヨーロッパは同盟国と協商国に分かれて、一挙戦争に突入することになった。

さて、この時イタリアはどのような状況にあったか。政府はジョリッティ辞職の後を受けて自由主義右派のサランドラが右派、中間派と左派(ザナルデッリ派)の閣僚を率いていた。一方、社会党は一九一二年七月の第一三回大会で革命派が勝利を収め、改良派を追放し、これに対し労働総同盟(CGLI)は改良派の掌握下にあったが、革命的サンディカリストは一九一二年一月にイタリア組合連合(CISL)を結成し、労働運動内部は激しい対立を内包したまま時局に対応していくことになる。

経済面では産業の集中化が進行していた。前世紀末より急速に発達してきたイタリア産業は一九〇七年恐慌後集中

化を進め、一九一一年にはイルヴァを中心とする鉄鋼トラストがイタリア銀行、イタリア商業銀行等の支援を受けて成立し、又これに対抗する勢力として軍需・鉄道に依拠するベッローネ兄弟のアンサルド・グループ（金属・機械・造船）も存在した。そして、この産業集中化の過程でイタリア工業資本家の連合、イタリア工業総連盟が一九一〇年五月に結成された。⁽²⁾

更に政治戦線で留意しておく必要があるのは、一九一二年一二月にフィレンツェで結成されたイタリア・ナシヨナリスト協会が一九一四年五月のミラノ大会で自由主義者と訣別し、軍需産業の支援の下でサランドラ内閣、自由主義者と競合するようになったことである。このナシヨナリストの行動指針によると、ナシヨナリズムは個人の礼讃（自由主義、民主主義、社会主義）を排し、すべての世代を包摂し・現在の世代のすべての階級の繁栄と向上の最大の要素である民族（Nazione）の礼讃を政治の基礎とする。民族生活の指導機関である国家（Stato）が政治指導に専念し、民族に自己の自覚を賦与する權威と規律を樹立することを求める。又ナシヨナリズムは、国際主義と平和主義の理論の欺瞞を排し、世界における民族の経済的拡張を可能とするための強力な陸軍と海軍の必要性を確認する。最後にナシヨナリズムは、プロレタリアートを含む生産者階級の国民的役割を承認し、富の配分の問題は生産に従い、階級間の関係は国家の優越的指導により、イタリア人民の保護と向上のために他の諸国の経済と競争しうる一体となった国民経済の形成がなされるよう最大の福利に即して解決されるよう求める。帝国主義の時代に相応しくイタリアにおいても階級間の対立よりも他国との競争に勝ち抜くことを第一義とし、そのために国家による生産者の統合を求めるナシヨナリズムが政治の舞台に登場した訳である。しかも帝国主義間の競争に遅れて登場したイタリアのナシヨナリズムの特色は、自らを「プロレタリア国家」と規定し、国内の階級対立を国際間の競争に転化するところにあり、それだけに国家至上主義が前面に打ち出されたことである。⁽⁴⁾

以上が国内の状況である。次に外交に眼を転じると、イタリアは一八八二年以来のドイツ、オーストリアとの三国

同盟の路線を堅持しつつも、これを補完するものとして協商国とも地中海での勢力圏確保のために友好関係を保持するとの政策をとっていた。しかし、対オーストリア関係においてはリソルジメント以来の領土（トレント、トリエステ）回復問題に加えて、アルバニア、小アジアをめぐる軋轢があり、又対フランス関係ではリビア戦争をめぐる係争が生じるという状況であった。言ってみればイタリアは自らの死活的利益のために重心は三国同盟におきながらも二股外交を行っていた訳である。⁽⁵⁾

こういう時にサラエヴォ事件が勃発した。イタリアは微妙な立場に追い込まれた。イタリアは、オーストリアがセルビアに最後通牒を出すあたりドイツとは協議しながらイタリアを除外したこと、そして同盟条約第三條によればイタリアには参戦義務が生じないことを理由に中立を決め込んだ。その条文とは以下のような内容になっていた。

「締約国中の一又は二国が、自らの直接の挑発なしに攻撃され、二又はそれ以上の非締約国と開戦に至った場合には、*census foederis*（盟約事由―すなわち参戦義務）が全締約国に同時に生じるものとする」。イタリア側の解釈によれば、今回の事態はオーストリアが事前の相談もなくセルビアに最後通牒を出し、しかも攻撃されることなく開戦したのであるから、イタリアには参戦の義務を生じないことになる。すなわち参戦するか否かはイタリアの死活的利益を考慮して自由に決定できる。加えて、第七條は次のように規定していた。「オーストリア・ハンガリーとイタリアは、東方における領土の現状（*status quo*）を可能な限り維持することのみに配慮し、本条約の締約国のいずれか一方を害する如何なる領土変更をも未然に防ぐためにその影響力を行使することを誓う。この目的のため、自己の意向及び他方の意向を相互に明確にするすべての情報を交換するものとする。しかしながら、何らかの事態により、バルカン地方又はアドリア海とエーゲ海のトルコ帝国の沿岸と島嶼における現状維持が不可能となり、そして第三国の行働の結果により、あるいはその他の事由により、オーストリア・ハンガリー又はイタリアがその地域の一次的又は永続的占領により現状維持を変更せざるをえなくなった場合には、その占領は両国間の事前の協定の後にのみ行われること

にする。この協定は、両国のいずれかが現状以上のものを獲得し、双方の利益と道理ある請求を満足せしめるといふ、領土その他の權益すべてについての相互補償という原則に依拠するものとす⁷⁾。即ち、もしオーストリアがバルカン方面で領土を拡張するならば、この七条に定める「相互補償の原則」により何らかの代償を請求することができる、ということになっていた。

首相サランドラと外相サン・ジュリアーノは、このような立場からオーストリアの最後通牒を知らされた時（七月二四日）、イタリアに参戦義務なしと判断したのであ⁷⁾った。

その後ドイツを仲介にしてのイタリアとオーストリアとの七条解釈をめぐる交渉が行われたが、八月二日、イタリアは正式に中立を宣言することになった。かくしてイタリア政府はフリーハンドを持つことになり、戦争の推移を見守るといふ全くの「日和見」を決め込んでしまったのである。

しかし国内の他の政治勢力はそれどころではなく、戦線の推移とともに参戦か中立かをめぐって四分五裂、百家争鳴という状況が現出し、しかもそれが既存の政治勢力の配置を交錯しておこなわれるといふ全く新しい事態が産み出されることになった。

カンデローロに依拠して整理すると次のようになる⁸⁾。まず参戦主義者の中には次のような勢力が存在した。第一に、共和主義者、改良社会主義者、フリーメーソンそして急進主義者からなる民主派の参戦主義である。彼らはリソルジメント以来の愛国的精神に則り、当然反オーストリア的であり、それ故協商国側につくことを望む。次に革命的参戦派がいる。これには無政府主義者、革命的サンディカリストそして転向後のムッソリーニに代表される社会主義者が含まれる。この派も反オーストリア的であり、戦争による革命の機会を窺っている。第三にナショナリストがいる。彼らは当初は親ドイツ的な立場から同盟よりであったが、地中海の覇権の獲得が幻想にすぎないことを悟ると、華々しくそして性急に立場を変え、アドリア海の支配を優先させ反オーストリア的立場に移行する。いうまでもなく帝国

主義（しかも貧者の帝国主義）的立場からの参戦を望むものであるから、前二者とこの点で異なる。最後に自由派の中からも漸次に参戦主義者が登場してくる。これはまずミラノの新聞コッリエレ・デッラ・セーラを通じて表明される。この派は対外的にはイタリアの威信、西側民主主義への共感、対内的には王政の威信の擁護、自由主義右派の政治指導の強化、そして反ジョリッティ感情に依拠した参戦論であった。

中立主義者も複雑である。まずジョリッティ派の自由主義者がいる。その理由は今次の戦争が長期化する恐れのあること、イタリアの戦争準備不足等にあった。次にカトリック勢力である。この中にも種々の立場があり、親オーストリア的中立派、徹底的中立派等が存在した。いずれにしても、新法王ベネディクト一五世が戦争を非難する教書を発表していたのでカトリック勢力は中立の立場を維持することになった。第三に絶対的中立を唱える社会党がいた。

以上が錯綜した状況の整理であるが、時の経過とともに行動的な参戦主義者が徐々に勢力を拡げていく。その最も象徴的な例が社会党機関紙「アヴァンティ」の編集長ムッソリーニの場合である。彼は一九一四年一月一八日の同紙上で「絶対的中立から積極的中立へ」と題する論文を発表し、今や絶対的中立を掲げた時と状況が変化したこと、親オーストリア的参戦と親協商国的参戦とは同一の次元で語られないこと、そしてオーストリアとの関係においては領土問題が存在していること、そしてイタリアの参戦が戦争に終止符を打つ可能性があること、を挙げて社会党の公的立場である絶対的中立を放棄するよう求めた。そして一〇月二〇日ボローニャでの社会党指導部がムッソリーニの動議を否決すると、彼は「アヴァンティ」編集長を辞任し、フィアットやアンサルダ等の参戦派の企業家からの資金援助の下に日刊紙『ボーボロ・ディタリア』を一月一五日から発行し、参戦の論陣を張っていくようになったのである。⁽⁹⁾

一方、サランドラ政府の方は、このような国内の政治状況の推移を見据えつつ、最終的態度決定に向けて前世紀の宮廷外交よろしくイタリアの「死活的利益」のための交渉を戦う二つの陣営に向けて展開していく。まず、参戦準備

の不足、イタリア軍が冬の戦闘には適していないことをみて最終的決定を一九一五年春に延期した。そして、一方ではオーストリアと、他方ではロンドンを拠点に協商国との交渉を一進一退を繰り返しながら展開していたが、遂に一九一五年四月二六日に、いわゆる「ロンドン協定」の締結に漕ぎ着けることになった。⁽¹⁰⁾ イタリアの戦争目的を把握するためにはこの文書に眼を通す必要がある。

この文書は通常「ロンドン秘密協定」とか「秘密条約」と呼ばれているが、正式にはイタリア王国駐英大使イムペリアーリ侯爵が本国政府の命によりイギリス外相グレイ卿、フランスの駐英大使カムボン、ロシアの駐英大使ベツケンドルフ伯爵に宛てた覚書 (Memorandum) に四者が同意して署名したという形になっている。⁽¹¹⁾ 全文一六カ条。第一条は四国の参謀総本部間での軍事協定につき定める。その際ロシアがドイツを主要攻撃対象とする場合に、(イタリア援助のため) オーストリアを牽制するロシアの兵力の最小限を定めることにしている。これを受けて第二条はイタリアがその全軍事力を仏・英・露とともに「すべての敵に対して」行使することを約束している。第三条は仏・英・露の伊間の海軍協定に関するものでオーストリア海軍の壊滅を狙ったものである。そして平和条約においてイタリアが獲得するであろう権益については第四条以下に列挙された。第四条では、まず北方のトレンティノ、ティロル地方の自然国境まで(すなわちブレッチナー峠まで)、次に東方のトリエステ、ゴリツィア、グラディスカ、カルナロ湾までのイストリア半島(ヴォロスカ及び湾内の島嶼を含む)が約束の地とされている。次に第五条によりダルマティア地方がイタリアに帰属することになっている。但しフィエメを含むその他の地方及び島嶼は中立化されるか、四国によりクロアチア、セルビア、モンテネグロに帰属せしめられることになった。第六条でアルバニア南部のヴァローナとサセーノ島に対するイタリアの主権が認められた。第七条によりアルバニアの北部と南部の一部が仏・英・露の意向によりモンテネグロ、セルビア、ギリシアに割譲されることになった。第八条はドデカネス島に対するイタリアの主権を承認している。第九条では地中海における均衡維持に対するイタリアの権益が承認され、トルコの全面的又

は部分的分割が行われた場合には、イタリアは伊英協定で定められたアダーリア地方近辺の相当部分を獲得することになった。第一〇条はリビアにおける権利と特権をスルタンに代わって行使すること、第一一条はイタリアが受け取るであろう賠償金につき、第一二条はアラビアに関する仏・英・露の声明をイタリアが承認すること、第一三条はアフリカにおけるドイツ植民地が英・仏に帰属する場合にはイタリアは相当の代償を得ること（エリトリア、ソマリアの国境に関する問題が念頭におかれている）、につき定めている。以上が領土に関する部分である。第一四条により、イタリアはロンドン市場で五千万ポンドの公債を発行することが認められた。⁽¹²⁾法王庁が平和条約交渉に代表を送ることに対するイタリアの反対の意向が第一五条により仏・英・露の賛同を得ている。⁽¹³⁾そして最後に第一六条により「本協定は秘密とする」こと、「イタリアはできるだけ速やかに、そして遅くとも本協定署名後一カ月以内に参戦すること」になった。

このような内容をもつ文書から以下のが明らかになる。第四条でリソルジメント以来の念願であった未回復の領土を獲得することになったが、それを越えてドイツ人居住地のアルト・アディジェ、スロヴェニア人、クロアチア人の住むヴェネツィア・フリウリ地方をも要求しており、これは帝国主義的領土拡張を旨指したものとわかれても仕方ないものであった。そして第五条にみられるダルマニアに対する要求はスラブ系諸国の反発を見越しながらも、「アドリア海の覇権」を狙いにおいたものであることは言うまでもなからう。第六・八条は既成事実の承認であるが、イタリアがアルバニア、東地中海に権益を有することを他の三国が承諾したことを意味する。その他第九条のトルコ、第一三条のアフリカに関する規定は帝国主義諸国間の植民地分割の意図を露骨に示す好例といつてよからう。

総じて、未回復の領土獲得という大義を掲げながらも、その実体は時代の趨勢である帝国主義の波に乗り遅れまいとする当時のイタリア支配層の目論見、そして戦争目的が遺憾なく発揮されている文書といつてよい。首相サランドラはこのことを「イタリアの神聖なエゴイズム」と呼んだが、⁽¹⁴⁾内実はナシヨナリスト、そしてその背後にいる軍需産

業の要求を国家目的として承認したものであった。

ともかく、このようにしてサランドラ政府は勝利の暁には地中海を制し、海外の植民地をも拡大せしめるとの約束―これは空手形に終わるのだが―を手に入れ、一九一五年五月二六日までには参戦しなければならぬ国際的義務を負うことになった。ここからこの目的に向けての彼の計算づくの、そして後に大きな禍根を残すことになる行動に打って出ていくことになる。

ここでイタリアの憲法体制に若干触れておく必要がある。王国憲章第五条によれば、陸海軍を統帥し、宣戦を行うのは国王の権限であり、又条約の締結権も国王に帰属するが、「財政上の負担または領土の変更を伴う条約」は両議院の承認が必要とされていた。しかしながら王国憲章の文言にも拘わらず国王は事実上政治指導の権限を行使しえなくなっていたので、政府としては「協定」の成立を国王に報告することで足りた。事実、「協定」の締結を知らされた国王ヴィットリオ・エマヌエレ三世は四月二九日にはイギリス国王、ロシア皇帝、フランス大統領に歓迎の電報を打っている。⁽¹⁵⁾

問題は議会内多数派を占める中立支持のジョリッティ派議員への対策であった。「協定」自体は秘密であるため、王国憲章第五条の規定にも拘わらずその内容を議会に報告することは政府としてはできなかった。しかし参戦のためには、これまでの慣行に従い全権委任法を成立せしめる必要がある。即ち肝要のところでは違憲の行為をおこない、既定の参戦のためには議会から必要な権限を委任してもらうという戦術である。これに対し、ジョリッティは五月九日に事態を知らされた訳であるが、彼は、議会においてオーストリアとの交渉再開の議決をさせ、これにより「ロンドン協定」には拘束されないとの処方箋を翌一〇日にサランドラに提示している。憲章上は正しい手続きであろう。しかしこの道をとるためには二つの要件がある。オーストリアがイタリアの受容しうる提案をすること、そして「ロンドン協定」を議会多数派の首領ジョリッティに知らせることなく締結したサランドラ内閣の総辞職である。

ところがオーストリア側の最終提案は相変わらずかたくななものであり、そしてサランドラの方針を支持する議員も多数を占めうる状況にないことが分かると、五月一三日にサランドラは国王に辞職を願ひ出た。

ここから事態が急転する。参戦派のデモが全国的に展開されることになった。ジョリッティ派の議員は参戦派により脅迫を受け、ミラノではムッソリーニ、コッリドーニが、ローマではダヌンツィオが煽動者となった。社会党の反戦集会も開かれるが参戦派に対抗できたのはトリノだけという有様であった。警察はといえば、参戦派の集会には介入せず、反戦派に対しては弾圧を加えるという状況が現出したのである。かくして、あくまでも王国憲章としてその下で成立した立憲制に即して事態に対処せんとしたジョリッティは敗北を喫し、五月一六日に国王はサランドラの辞職を拒否し、第三次サランドラ内閣が成立することになった。⁽¹⁶⁾ 即ち参戦派の街頭の力が議会の意思を屈服せしめた訳である。カヴール以来漸次に確立してきたイタリアの立憲制の慣行はここに大きく躓くことになった。この事態は参戦派によれば「輝かしき五月の日々」と呼ばれるが、実際はカンデローロの指摘する如く「ミニ・クーデター」が行われたものといえよう。⁽¹⁷⁾ 国民の眼の前で議会の威信は低下し、街頭の実力行動を以てすれば議会の意思を屈服させ、議会の多数派に依拠しない内閣の形成も可能であることが暴露された訳である。サランドラの責任は大きいといわなければならぬ。そしてこの事態をミラノで注視していたムッソリーニはこれから七年後にこの経験を活かして政権を掌握することになる。一九一二年の「普通選挙」の導入により議会制民主主義への道を踏み出したばかりの脆弱なイタリアの議会制は、その崩壊へ向けての第一歩をここに印した訳である。

かくして一九一五年五月二〇日、再開された議会において政府への全権委任法が可決され、二三日にオーストリアへの宣戦が布告されることになり、イタリアは準備万端とはとても言えない状況の中で大戦に突入していくことになった。この全権委任法の正式の名称は「戦時の場合に特別の権限を国王政府に賦与する法律」⁽¹⁸⁾ であるが、「国防」、「公共秩序の保護」に加えて「国民経済の緊急又は特別の必要」な場合にも政府に法律の効力を有する規定を公布す

る権限を与え、更に政府が特別の支出を命じ、国庫の必要のために特別の手段を執ることをも可能にしており、又予算の暫定執行の権限をも与えるものであった。それ故、戦時中は議会の意向に拘わらず、あるいは端的に議會を無視して政府は財政・租税をも含む必要な全ての措置を執りうるようになった。⁽¹⁹⁾この委任法は代議院においては賛成四〇七、反対七四、棄権一で通過した。サランドラの戦術、参戦派の威嚇が功を奏した訳であるが、七四名もの反対議員の存在に注目する必要がある。社会党とジョリッティ派の一部、カトリックの一部は最後まで反戦の立場を貫き通したのである。⁽²⁰⁾ドイツやフランスの社会主義者が祖国擁護の立場から参戦に回ったのに対し、イタリアの社会主義者はその反戦のスローガンに飽くまで忠実であったことは、その政治的無能力さに批判の余地はあっても、道義的潔癖さは賞賛されてしかるべきであろう。

ところで戦争は、イタリアの当初の予想に反して、長期戦の様相を、しかも一九世紀の機動戦を想定していた参謀本部の予想にも違い消耗戦・陣地戦の様相を呈してきた。一方、サランドラ内閣は第一戦にいる総参謀長カドルナとの軋轢を内包しつつも一九一六年五月のオーストリアのアジャールゴ高原での反攻までは、少数派内閣であるにも拘わらず存続しえたが、同年六月一〇日の議会で信任案件が否決され、議会の長老である七八歳のボセッリが一種の国民連帯内閣を形成することになった。即ちジョリッティ派を含む自由主義者に加えて、二人の急進派、二人の改良社会主義者、一人の共和派、一人のカトリックの参加した内閣であった。首相の政治力の弱さを考慮に入れると、この内閣は自由主義右派を代表する外相ソルニーノと自由主義左派を代表するオルランド、そして左派参戦派を代表する改良社会主義者ピッソラーティに率いられたものといつてよからう。その後、内閣は一九一七年六月には第二次ボセッリ内閣、一〇月三十一日にはオルランド内閣が形成され、戦争指導にあたるが、戦線はイゾンツォ川での攻防を繰り返しながら、一九一七年一〇月二日からの独逸軍の攻撃を防ぐことができずピアーヴェ川まで退却するという事態になった。このいわゆる「カポレットの敗北」でイタリア軍は一万一千の死者、二万九千の負傷者、二八万の捕虜、

三五万の兵士の戦線離脱、四〇万の市民の避難という惨憺たる被害を受けることになった。懸念されていたイタリア軍の弱点が露呈された訳である。しかし、その後イタリア側はこの劣勢をオルランド内閣、新総参謀長ディアス將軍の下で耐え忍び、一九一八年六月一五―二一日のピアヴェ戦線での勝利で攻勢に移り、そして一〇月二十九日にはヴィットリオ・ヴェネトの戦鬪で勝利を収め、遂に一月三日のオーストリアとの休戦に漕ぎ着け、イタリアはかろうじて戦勝国として留まることになった。一方ドイツと連合国との休戦は一月一七日に成立し、ここに第一次大戦は終了することになった。⁽²¹⁾

第一次大戦は全交戦国において死者約一千万人、負傷者約二千万人の犠牲をもたらしたという。イタリアの場合は死者五七万一千人、負傷者四五万一六四五人、これに捕虜となつて亡くなった者五万七千人、失踪兵六万を加えると死者は約六八万人となる。又一九一八年に猛威を奮つたスペイン風邪の犠牲者約五〇万人も加えると、総体として死者約一二〇万人、負傷者五〇万人以上という数字が出てくる。こうした人的コストばかりではなく、経済的コストも一五七〇億リラという巨額にのぼり、国家財政を圧迫したことは言うまでもない。戦費調達手段は他国と同様増税と公債発行であつた。更に社会構造も大きな変化を蒙つた。工業面では機械・金属トラストのイルヴァ、アンサルドそしてフィアットが戦時利得で潤い、更に化学のモンテカティーニ・グループも強大となつた。しかし工業プロレタリアートの地位がこれにより改善された訳ではなく、確かに名目賃金は幾分上昇したがインフレにより実質賃金は目減りを余儀なくされた。それ以上に打撃をうけたのは都市の中間階層であつた。彼らの間では、一方では企業家、他方では組織された労働者に対して次第に劣位になりつつあるとの感情とそしてそこから生じてくる反感とが蓄積されていくことになる。農村においては、インフレによる農産物価格の上昇により大借地農・直接耕作者は潤つたが、農業労働者は悲惨な状況におかれることになった。そして単なる土地所有ブルジョアジーは戦争により大きな打撃を受け、白らの土地を手放さざるをえず、このことは直接耕作者を増大せしめ、農村における中間層の比重を高めるこ

とになった。いずれにしても中間層問題が戦後の政治において重要な課題として登場することになる。(22)

ところでパリの講和会議は如何なる経過をたどったのだろうか。ともかくも戦勝国となったイタリアは「ロンドン協定」で承認された要求に加えて、イタリア住民の多くに住むフィームをも要求するという態度で会議に臨んだ。しかしながら秘密外交の廃止と民族自決を掲げるアメリカ大統領ウィルソンの前ではイタリアの要求は全面的に受けられる訳にはいかなかったし、又「ロンドン協定」の当事者でもあった英・仏も事情変更を理由にイタリアの要求には冷淡であった。かくして一九一九年四月二四日にイタリア代表は講和会議から引きあげるといふ強行措置に出たが、会議はそれにはお構いなしに続けられ、遂に五月四日には対独協定の最終局面を迎えてこのままではイタリアにとって不利となると判断したオランダ政府は何らの成果もなしに再び講和会議に出席することになった。結局、イタリアにとってはオーストリア国境においては当初の要求を実現することにはなったが、フィームはもちろんダルマティアの占有も認められることにはならなかった。イタリア世論が一番注目していたのはフィームの帰属であったので、ここから戦争には勝利したものの戦争目的を達成しえなかったという意味でイタリア国内では「骨抜き勝利」(torio mutata)という神話が形成されることになり、ナシヨナリストそしてファシストの興隆を許す一因となっていく。(24)

さて国内政治の動向である。パリ講和会議で拙い外交を演じたオランダ内閣は六月一九日、下院で敗北を喫し辞職し、六月二三日にニッティ内閣が成立することになる。この内閣はジョリッティ派とナシヨナリスト・シンパとカトリックを加えた中道の性格の濃いものであった。(25)そしてこの内閣の下で後に述べるように下院選挙に比例代表制が導入されることになる。

政治戦線では二つの新しい勢力が登場した。一つはルイーシ・ストゥルツォのヘゲモニーの下で誕生したカトリックの政党、人民党である(一九一九年一月一八日に綱領を発表し、六月一四―一六日のポローニャ大会で正式に成立

した)。もう一つは社会党を離れ参戦派として華靡なる転身を遂げたムッソリーニ率いる「戦闘ファッシ」である。本稿ではもちろん後者が検討の対象となる。

一九一九年三月二三日、降りしきる雨の日曜日午前一〇時、ミラノのサン・セポルクロ広場九番地の商工会議所の二階の大広間でムッソリーニの呼び掛けに応えた人々が集まり「戦闘ファッシ」が形成された。参加者は元革命的参戦主義者、復員兵士を中心に共和主義者、改良派社会主義者を含む約三〇〇名であった。⁽²⁶⁾そこでは、まず戦没者と負傷者に敬意が表され、彼らの要求を支持すること、帝国主義に反対することと共に、フィーメとダルマツィアの併合、元中立主義者への非難が議決され、更に次のような綱領の概要が示された。政治面では、(1)普通選挙権を二一歳以上の女性にまで拡大すること、(2)名簿式比例代表制の採用、(3)動員解除後の総選挙、(4)下院議員の被選挙権を三一歳から二五歳にすること、(5)次期総選挙における下院は国民議会となること、(6)国民議会の任期は三年とすること、(7)国民議会の第一の任務は国の政府形態を決定すること、(8)上院は廃止すること、⁽²⁷⁾となつてゐる。女性への選挙権賦与と並んで注目されるのは国民議会による政府形態の決定を要求している点であり、このことはムッソリーニが共和制への志向をもっていたことを明確に示すものといえよう。その後六月六日には正式の綱領が『ポーポロ・デイタリア』紙上に公表された。そこでは一八歳選挙権、国家公務員の被選挙権、上院を廃止し商・工・農の勤労者の代表者からなる職能全国評議会の創設が謳われている。既に指摘されているようにムッソリーニ独自の構想というよりも一九一八年に公表された未来派の綱領に影響されたものといえよう。⁽²⁸⁾

この「戦闘ファッシ」の要求のうち比例代表選挙はニッティ内閣の手により実現されることになる。即ち一九一九年八月一五日の選挙法改正法律である。⁽²⁹⁾これにより「代議院議員の選挙は比例代表・名簿式投票により行われる」(一条)ことになった。選挙区は概ね県を単位とし、定員は一〇名以上としている。名簿は非拘束式で、選挙人は選好投票または追記投票(名簿が定員以下の場合)をすることができた(七条)。議席配分にはドント方式を採用して

いる(一二条)⁽³⁰⁾。

この時点でニッティ政府が比例代表制を導入したことは当然のことながら評価が分かれている。カンデロロによれば「イタリアにおいて真の民主的システム実現に向けての重要な前進⁽³¹⁾」と評価されるが、リソルジメント以来の自由派にとっては「政治的誤謬」であり、「議会制にとつての悲劇⁽³²⁾」ということになる。小選挙区を権力の基盤としてきた自由派の議席の減少が確実予想されたからである。事実その通りになった。この新選挙法に基づく総選挙は同年一月一六日に行われたが、社会党は三二・四%の得票率で一五六名の当選者を出し、人民党は二〇・六%で一〇〇名の当選という具合に組織政党が躍進し、それに対し自由派および民主派は前回の三一〇議席から一七九議席へと激減し、リソルジメント以来初めて議会の過半数を割ることになったのである。因みにファシストはミラノで約二七万票中僅か四六七五票という具合に惨敗を喫した⁽³³⁾。

かくして数字上は社会党と人民党で議会の過半数を占めることになるが、最大限綱領派に指導された社会党が人民党と協力することは考えられず、また自由派との連立も不可能であったので、ニッティ内閣は人民党の支持の下で存続することになった。人民党が議会内のキャスティング・ヴォートを握ることになったのである。事実、第二次ニッティ内閣は一九二〇年三月三〇日に人民党のおかげで議会の信任を得ているし、そしてそれから二カ月もたない五月一日には人民党のために不信任され辞職を余儀なくされている。そして今度は人民党の入閣した第三次ニッティ内閣が成立するが、この内閣もローマでのナショナリスト学生と近衛兵との衝突という事件を背景に、直接にはパン価格の値上げの緊急勅令の公布に伴う暴動により辞職を余儀なくされた。こうして自由主義国家の救世主として老ジョリッティが彼にとつては最後となる内閣を形成することになった⁽³⁵⁾。

議会制の再生を目指したこの第五次ジョリッティ内閣時代は、しかし皮肉にも、ファシズムの歴史においては前年の総選挙で惨敗したファシストが合法、非合法のあらゆる手段を用いての勢力拡張に奔走した時期に当たる。まず一

九二〇年一月の地方選挙後ファシストはポーニヤ市庁舎攻撃を行い、いわゆる「農村ファシズム」の興隆を告げるとともに、一九二一年五月一五日の総選挙においてはジョリッティの「国民ブロック名簿」に参加することにより五五名のファシストを議会に送ることができたからである。そして当初、運動として存在していたファシズムは一九二一年一月七〜一日のローマ大会で「全国ファシスタ党」に生まれ変わる⁽³⁶⁾ことになった。

そこでの綱領はナシヨナリスト的色彩が濃く反映されていると言えよう。まず、「民族は生存する個々人の単なる総和でも、諸政党が自己の目的のために役立てる手段でもなく、尽きることのない世代―各人はその構成要素である―を包摂する有機体であり、種族の有形・無形の全ての価値を統合したものである」とされ、「国家はこの民族の法的体現である。政治諸制度は、そこに民族的価値が表明され、保護されている場合に有効な形態となる」とされた。この「国家の基本的権能は政治的および法的秩序に関するものに縮減されなければならない」というのがここでの国家観である。消極国家観といってよからう。そして国家内における職能・経済協同体に全国職能評議会への選挙権を賦与すべきとしている。それ故国会の権限と権能は制限されざるをえない。国会の権限は、国家の市民としての個人と最高の民族利益を実現し保護する国家に関わる問題に存し、生産者としての資格における個人の種々の活動に関する問題は全国職能評議会の権限とされた。

この綱領において初めて協同体という用語が登場する。協同体は、国民連帯の表現と生産の推進手段という二つの基本目標に従って促進される。

内政においては、政治における倫理を確立し、国家の威信を回復することが謳われ、それに対して市民の自由は、他の法人格の有する自由および生存し発展する国民の主権の権利という二つのものにより制限されるとする。

外交政策においては国際連盟への不信が端的に表明され、イタリヤの国益追求が優先される。

経済政策においては、企業体、組合等への国庫助成金の廃止を主張し、電話・鉄道の民営化、郵便・電信の国家独

占の廃止を掲げているように自由主義の色彩が濃い。

それに対して教育政策においては国家統制を強く要求している。例えば初等教育に厳格な国民的性格を賦与し、カリキュラム、教師の選任・活動に対しては厳格な国家による監督が必要としている。総じて一九一九年の綱領に比して右よりに支点を移行せしめたと評価できよう。

このように政治面においては国家主義、経済面においては自由主義という、幾分難然とした、そして工業家の支持を狙うという点では明確な意図をもった綱領を掲げたファシズムは、反議会主義的暴力運動、それに対する国家の事実上の容認に助けられて次第に勢力を拡大し、遂に一九二二年一〇月二八日のいわゆる「ローマ進軍」というクーデターにより政権を掌握することになった。⁽³⁷⁾この極めてドラマティックな過程は、一方ではムッソリーニが政権を掌握しなければ国家の中の国家となったファシズムの暴力行為を免責しえなくなっていたという事情、他方ではブルジョアジー、官僚、軍部、宮廷そしてフリーメイソン内においても親ファシスト分子が増大し、瀕死の状態にあるイタリア自由主義国家を社会主義・労働運動の勢力から擁護するためには強力な政権が必要との判断がその中で主流を占めるようになったという事情によって成立したといつてよからう。そしてムッソリーニ特有の政治感覚がこの「千載一遇のチャンス」⁽³⁸⁾を自らのものとすることを可能にしたのであった。あの一九一五年五月の参戦運動にとつての「輝ける日々」を今度は自らが主人公となって、より拡大した形で再現せしめたのであり、実質的にはクーデター、形式的にはあくまでも憲法に則ってムッソリーニは政権についた。

(1) 第一次大戦に関する文献は膨大であるが、とりあえず参照、岩波講座『世界歴史24現代1』（岩波書店、一九七四年）。戦間期については、斎藤孝『戦間期国際政治史』（岩波全書、一九八一年）。又参照、Giorgio Candeforo, Storia dell'Italia moderna, vol. VIII, prima edizione nell' "Universale Economica", Feltrinelli, 1984, pp. 9-14.
(2) Candeforo, op. cit., pp. 15-17.

- (3) *Direttive dell'azione nazionalista*, in Alfred Rocco, *L'ora del nazionalismo*, Roma, 1919. ロッコのナショナリズム論については定評を参照。Alfred Rocco, *Che cosa è il nazionalismo e che cosa vogliono i nazionalisti*, Padova, 1914.
- (4) エンリコ・ロッチャーに特有なものである。参照。Enrico Corradini, *Scritti e discorsi 1901-1914*, Einaudi, 1980.
- (5) Candeloro, op. cit., pp. 24-30.
- (6) 一八八二年五月三〇日に締結された同盟条約は、その後一八八七年、一八九一年、一九〇二年に更新されているが、ここでは一九一二年十二月五日の条文 (Consolidated Treaty Series 1912, pp. 311-326) を参照した。
- (7) Candeloro, op. cit., pp. 32-35.
- (8) Candeloro, op. cit., pp. 35-47.
- (9) この間の事情については参照。Renzo De Felice, *Mussolini il rivoluzionario*, Einaudi, 1965, pp. 221-287.
- (10) Candeloro, op. cit., p. 95. 又参照。豊下楢彦「イタリアの参戦決定過程をめぐる一考察―第一次世界大戦に際して―」(『法学論叢』九〇巻一・二・三号、一九七一年)、岡俊孝「パリ平和会議におけるイタリアの要求と米国のイタリア・イレンチンタとツェレンナー(一)・(二)」(『法と政治』一六巻四号、一九六五年、一八巻三号、一九六七年)。
- (11) 以下は Luigi Albertini, *Venti anni di vita politica*, parte II, vol. I, pp. 572-575 に所収の条文を参照にした。
- (12) この五千万ポンドという額については、戦後(一九一九年一月二日)ジョリッテは「いわゆるドロネーロの演説において、実際の戦争においては一カ月で使用する額より低く、又用船あるいは石炭・穀物・鉄その他の資源に関する取極が欠けつづること指摘し、このことはサランドラ政府が戦争は短期に終わるものと見做していたことの例証としている。参照。G. Giolitti, *Discorsi parlamentari*, Einaudi, 1952, p. 299.
- (13) これはイタリアとオスマンとの関係に外国が介入することを排除することを狙ったものである。
- (14) Candeloro, op. cit., p. 67.
- (15) Candeloro, op. cit., p. 106.
- (16) 以上については参照。Candeloro, op. cit., pp. 109-111.
- (17) Candeloro, op. cit., p. 112.
- (18) *Legge 22 maggio 1915, n. 671*, in *Provvedimenti legislativi*, 1915, p. 37.
- (19) 全権委任法については参照。Carlo Ghisalberti, *Storia costituzionale d'Italia 1848/1948*, vol. II, Laterza, 1977, pp. 322-323.
- (20) Candeloro, op. cit., p. 114.

- (21) 以上の経過については参照、Candeloro, op. cit., pp. 118—221.
- (22) 以上については参照、Candeloro, op. cit., pp. 222—241. 第一次世界大戦の諸結果については、齊藤孝、前掲書八頁以下参照。
- (23) 周知の如く一九一八年一月八日のウィルソンの一四カ条の第一は秘密外交の廃止を、そして第九は端的にイタリアの国境に關して民族分布に基づくべきことを要求してゐた。
- (24) Candeloro, op. cit., pp. 248—255.
- (25) Candeloro, op. cit., pp. 257—258.
- (26) Ricciotti Lazzero, *Il Partito Nazionale Fascista*, Rizzoli, 1985, p. 24.
- (27) De Felice, op. cit., pp. 506—511 e pp. 725—737.
- (28) De Felice, op. cit., pp. 513—514 e pp. 742—745 ; Candeloro, op. cit., pp. 277—278.
- (29) *Modificazioni alla legge elettorale politica* (Legge 15 agosto 1919, n. 1401), in *Provvedimenti legislativi*, 1919, pp. 904—911.
- (30) この比例代表選挙法については更に参照、Ghisalberti, op. cit., p. 333.
- (31) Candeloro, op. cit., p. 300.
- (32) Ghisalberti, op. cit., p. 334.
- (33) Candeloro, op. cit., p. 301 ; De Felice, op. cit., p. 572.
- (34) 当時の代議院の総定数は五〇八人であった。
- (35) Candeloro, op. cit., pp. 314—315. 又この第五次ジョリッティ内閣については参照、馬場康雄「イタリア議院政治の危機とファシズム—第五次ジョリッティ内閣を中心に—」(東大社研編『ファシズム期の国家と社会? 運動と抵抗 中』、一九七九年、所収)。
- (36) De Felice, *Mussolini il fascista I. La conquista del potere*, Einaudi, 1966, pp. 182—185 e 756—763 ; Candeloro, op. cit., pp. 379—381.
- (37) ムッソリーニの政権掌握過程の詳細については参照、De Felice, op. cit., pp. 282—387. 興味深いのはイタリアのフリーメイソンのムッソリーニの権力掌握への支持である。とりわけジュゼッペ広場派のグラン・マエストロのラウル・パレルミは「ローマ進軍」後、イタリアに成立した新しい政権の「真の」性格について説明するためにアメリカに渡ることになる (De Felice, op. cit., p. 352)。

(38) この表現はパレートが友人に宛てた手紙の中でムッソリーニへの伝言として述べたとしよう《Die a Mussolini o ora o mai più》(ムッソリーニに伝えてくれ、今かさもなければ二度と廻ってこない)を念頭においている (De Felice, op. cit., p. 306)。

二 政権掌握時のファシズム

一九二二年一〇月三〇日に成立したムッソリーニ内閣は、ファシスト五名、親ファシスト三名、ナシヨナリスト一名、人民党二名、社会民主派二名、自由主義右派一名、自由民主派一名からなる連立という形式をとっていた。⁽¹⁾ そして一月一六日には代議院に政府綱領を提示し、翌一七日に三〇六対一一六対七で信任される。⁽²⁾ ムッソリーニは外見上は従来慣行に従った訳であるが、「この陰気で世情に疎い議場を部隊の兵營にすることができたのだ。国会に門を掛け、ファシストのみの政府を樹立することもできたのだ。できたのだが、少なくとも現時点では、思い留まらなかった⁽³⁾」と議會を脅迫しての、そして言うまでもなく「ローマ進軍」という力の行使を背景にしての、信任獲得であったのだから議會制は形の上だけで存続しえに過ぎない。

ムッソリーニ内閣の最初の仕事は税制・行政改革のための「全権委任法」⁽⁴⁾を議會に承認させることであつた。この法律の第一条により、「税を簡素化し、税負担の配分の改善と予算の必要に適合せしめるために税制を改革し、又國家機能を縮減し、公職および機関を再編し、職務能率を向上せしめ支出を削減するために、國王政府は一九二三年一月三十一日迄、法律の効力を有する規定を公布する権能を有する」とされた。

この委任法に基づき、ムッソリーニ内閣は、まず國庫省を廃止し、その権限を財務省に委譲した。⁽⁵⁾次に解放領土省

が、その任務を終了したとの理由により廃止された⁽⁶⁾。労働・社会保険省も廃止され、その権限は、内閣総理大臣と商工省大臣及び財務省大臣との協議の上で、各省に配分帰属せしめられることになった⁽⁷⁾。次いで農業省と商工・労働省が併合され、単一の国民経済省が設立された⁽⁸⁾。最後に通信省が設置され、郵政省と商船特別委員会及び国有鉄道管理特別委員会の権限が委ねられることになった⁽⁹⁾。このような大幅な中央省庁の廃止・併合のみでなく、各省庁内における機構改革もドラステックに行われ、例えば公教育省においては八部局と五〇名の視学官を含む一総局が廃止され、司法省では四部局を含む一総局の廃止とともに、控訴院八、地裁五七、法務官五七三が廃止されることになったとい⁽¹⁰⁾う。

かくして一九二四年四月三〇日までに六五、二七四名の公務員が整理されることになった⁽¹¹⁾。行政改革はムッソリーニ内閣以前からの課題であったが⁽¹²⁾、ムッソリーニは全権委任法を梃に、議会の関与なしに、極めて権威主義的な形で積年の課題を断行した訳である。それは又先に触れたファシズムの綱領にも沿うものであったが、行政官僚の統制権をファシズムが掌握することにもなったことは言うまでもない。

ムッソリーニの改革は行政段階に留まっていなかった。その他、党関係では大評議会の発足に触れておく必要があろう。この大評議会は一九二二年一月一日に、ムッソリーニがファシスト幹部を招集して国防義勇軍の創設と選挙法の改正を協議した時から始まり、正式には一九二三年一月二日の会議から体制の重要問題を審議するために開かれるようになった⁽¹³⁾。そして、その法制化は後に述べる如く一九二八年に行われることになる。

ムッソリーニがファシスト突撃隊を自己の統制化におき、権力獲得前にみられた違法な突撃隊運動を「合法化」し、他方では自己の親衛隊として活用し、反ファシズム運動はもろんファシズム内の反対派の牽制のために突撃隊を「国防義勇軍」に組み込んだのは、この大評議会のなした最初の仕事であった⁽¹⁴⁾。

国防義勇軍創設に関する一九二三年一月一日勅令第三一号によると、「国防義勇軍は神と祖国イタリアに奉仕し、

政府首席の命令に服する」ものとされ、その任務は「公安警備隊と国軍と協力して国内秩序を維持し、世界におけるイタリアの利益の擁護のために市民を訓練し、組織化する」ことにあるとされた(二条)。志願者は「ファシスト軍(すなわち突撃隊)に所属していたものとされ(三条)たことは言うまでもない。

更に、選挙法の改正も行われた。先にも指摘したように選挙制度の改革もファシズムの綱領に当初から謳われているものであるが、ここでは議会制を職能代表的なものにする意図が濃厚であった。しかし政権掌握後のこの時点においては、そのようなラディカルな改革は先送りせざるをえず、とりあえず既存の議会内に如何に多くのファシストを選出させるかが課題となる。又ムッソリーニは選挙法改正を勅令で行うとの意図を有していたが、これもやはりこの時点では国王の反対にあい、法律改正の道をとらざるをえなかった。⁽¹⁵⁾

一九二三年三月一七日の大評議会においてムッソリーニは選挙制度の改革案の作成をビアンキ等の七名の幹部に委ね、四月二六日の大評議会において次のような方針が採択された。「大選挙区による多数代表制の採用により(選挙制度の)抜本的な改革を行うことにする。即ち、最多得票を占めた名簿を全員当選とし、残余の議席はその他の名簿間で比例的に配分される」。具体的には六月九日に代議院に提出されたアチエルボ作成の法案によれば、全国を単一の選挙区とし、最多得票を占めた名簿が全議席の三分の二を獲得し、残りの三分の一はその他の名簿間で比例代表の原則により配分されるというものであった。⁽¹⁶⁾

代議院においてはジョリッティを委員長としサランドラ、オルランド、ボノーミ、デ・ガスベリ、トゥラーティ等の旧勢力を代表する人々を委員とする特別委員会を設置して法案を検討することになったが、委員会は法案を受動的に受け入れざるをえなかったようである。その例としてアックアローネは次のサランドラの言葉を伝えている。「実際、本委員会の任務は最良の選挙制度を研究することにあるのではなく、国内治安と国家財政の復興を完遂するための活力と時間を有する政府の安定と安全を確保するという現下の政局の最大の要請を満足せしめるのにより適切であ

ると政府がみなした手法として我々に提案された法案を検討することにある⁽¹⁷⁾。

委員会は一〇対八で法案の基本原則を承認し、若干の余り重要でない修正をほどこして本会議に送付した。かくして選挙法改正法案は、七月二一日、代議院においては二二三対一二三、元老院においては、十一月一四日に一六五対四一で可決され⁽¹⁸⁾、一九二三年一月一八日法律第二四四号として公布された。この法律により代議院の選挙システムは次のようになった。総定数は五三五で、付表Aに基づきそれが一六の選挙区に配分された。この一六の選挙区は名簿の提出と第二位以下の名簿の議席の比例配分のために設けられたもので、総議席の三分の二を獲得する第一位の名簿の得票計算のためには全国が単一の選挙区をなすとされた(四〇条)。候補者名簿は、最小三人、最大当該選挙区定員の三分の二の候補者名が記載され、当該選挙区内のムーネの選挙人名簿登録者の三〇〇人以上そして五〇〇人以下により提出されなければならない(五二条一項)。候補者は異なる名簿に記載されることはできないが、同一の標識の名簿であれば二つの選挙区での名簿登録が許される(五二条三項)。選挙人は名簿に投票するとともに、当該名簿内で三名までの選好投票が許されている(七一条)。有効投票の二五%以上を獲得し、かつ全国単一選挙区で最多得票となった名簿に全議席の三分の二、即ち三五六議席が配分され、各選挙区において当該名簿記載者の中から選好投票の順に当選となる。残りの三分の一、即ち一七九議席は各選挙区において第二位以下の名簿の間でヘーア式当選基数方式により比例的に配分され、その際残余議席が生じた場合には最大剰余方式が採用される。又何れの名簿も二五%を獲得しえなかった場合には、すべての名簿につき少数名簿に採用された方式により全議席が配分される(八四条の二)。

以上がアチェルボ法として知られる選挙法の内容であるが、プレミアム付多数代表と比例代表の併用方式といえよう。政権を掌握しているファシズムからすれば二五%の得票は容易と思われるから、四分の一の得票で三分の二の議席を確保することが可能という、権力に都合のよい、その意味では恣意的な選挙システムであったといつてよい。そ

の後のイタリア憲政においてはアチェルボ法といえはインチキ選挙法の代名詞の如く使用されることになるが、これも当然のことといえよう。更に指摘しておかなければならないのはファシスタ党の候補者選定方法である。三分の二の議席獲得の見込まれる政府提出名簿の作成は、まずファシスタ党の全国評議会が五人委員会に名簿作成の任を負わせ、最後にムッソリーニが目を通して決定するという方式が採られた。こうして、「ファシズムの下での最初の選挙から代議院へ送られる者の上からの任命というシステムが始まった」⁽²⁰⁾ 訳である。

かくして選挙法の改正を成し遂げたムッソリーニは、一九二四年一月二五日に代議院を解散し、四月六日に総選挙⁽²¹⁾ が施行された。この「選挙戦は政府当局との共謀の下でのファシストの暴力、脅迫、不正にみちたものであった」と言われる。そして予想通りファシストの名簿が三五六の議席を占め、更に第二名簿でも一九議席を獲得し、合わせて三七五議席となった。その他は自由派一五、社会民主派一〇、立憲反対派一四、人民党三九、改良派社会党二四、社会党二二、⁽²²⁾ 共産党一九、共和派七、農民党四、サルデーニヤ行動党二、少数民族派四、ファシスト異端派一という結果であった。ムッソリーニの狙い通りファシストによる議会の掌握に成功するとともに、最大の組織政党であった社会党と人民党の議席を文字通り激減させることになった。プレミアム付多数代表制というアチェルボ法の効果は如何なく発揮されたと言つてよいであろう。

しかし選挙後開かれた新議会においてファシズムは政権掌握以来の最大の危機に直面することになる。五月三〇日の代議院本会議は、議員資格審査会による全議員の資格を確認する提案を審議することになったが、討議において改良社会党のマッテオッティ議員は先の総選挙におけるファシストの暴力、脅迫等の選挙干渉を非難し、提案を審査会に差し戻すよう求めた。マッテオッティ議員の提案は否決されたが、彼の演説は反ファシスト勢力が完全には消滅した訳ではないこと、むしろ議会内においても以前にもまして戦闘的となつてゐることをムッソリーニとファシスト幹部に思い知らせるとともに、議会外においても大きな反響を呼び起こした。ところが六月一〇日、マッテオッティ

議員は誘拐され、その遺体が八月一六日に発見されるといふ事件が発生した。議会内の反ファシスト議員はアヴェンティノ連合を結成し、ファシストの支配する議会から分離するといふ戦術をとり、世論も反ファシズムの雰囲気になつた。ムッソリーニは孤立化し最大の危機を迎えた訳であるが、彼はアヴェンティノ反対派が有効な手を打つことができず、いたずらに時間を浪費するのを見てとつて、力による解決にうってでることにした。⁽²³⁾その開始をつげたのが有名な一九二五年一月三日の議会演説である。⁽²⁴⁾

ムッソリーニのこの演説は最初から挑戦的である。まず、「諸君、ここで私がおこなおうとしている演説は、厳格に言えばおそらく議会演説といえるものではない」と切り出し、何を思ったか自ら踏みこみじり意に介したこともない。王国憲章を厚かましくも持ち出し、「憲章第四七条は次のように述べている。『代議院は、国王の大臣を弾劾し、高等法院に訴える権利を有する』。この院内に、あるいは院外で、この四七条を適用せんとする者がいるかを正式に問いたい」と恫喝する。そして、「ここで、この議場において、そして全イタリア人民の前で、私が、私のみがこの問の事件のすべての政治的・倫理的・歴史的責任を負うことを宣言する。……ファシズムが犯罪結社であるならば、私がこの犯罪結社の首領なのだ」と開き直り、「アヴェンティノ連合が祖国に及ぼした深刻な影響を諸君は知っている。……二つのものが相争い、いずれも後に退けないとすれば、それを解決するのは力である。歴史においてははそれ以外の解決はなかつたし、今後もないであろう」と実力行使を仄めかし、「この私の演説後四八時間以内に事態は全面にわたつて明らかになるであろう」と締め括つた。

このようにムッソリーニは公然と臆面もなく力による統治、独裁への宣言をおこなつたのである。ここからファシズム体制の新しい歴史が始まることになる。そしてこの新しい体制を法的に整備するのが新たに法相に就任した、嘗てのナシヨナリスト、アルフレード・ロッコである。⁽²⁵⁾

- (1) Candeloro, op. cit., p. 416 ; De Felice, op. cit., pp. 386-387.
- (2) Candeloro, Storia dell'Italia moderna, vol. IX, 1982, pp. 19-20.
- (3) ジョージ・トマロ (史記) 著述として有名な『憲法草案入門』をたどり、Candeloro, op. cit., p. 19 ; Claudio Schwarzenberg, Diritto e giustizia nell'Italia fascista, 1977, p. 9 にその引用を参照のこと。
- (4) Legge 3 dicembre 1922, n. 1601, in Provedimenti legislativi, 1922, p. 1069. この法律については参照 Candeloro, op. cit., p. 21 ; Schwarzenberg, op. cit., p. 12 ; Ghisalberti, op. cit., pp. 343-344 ; Alberto Aquarone, L'organizzazione dello Stato totalitario, 1965, pp. 6-7.
- (5) 国庫省と財務省の併合に関する勅令 (Regio decreto 31 dicembre 1922, n. 1700, in Provedimenti legislativi, 1923, pp. 32-33) に於ける。
- (6) 解放領土省の廃止に関する勅令 (Regio decreto 25 febbraio 1923, n. 391, in Provedimenti legislativi, 1923, pp. 388-389) に於ける。
- (7) 労働・社会保険省の廃止に関する勅令 (Regio decreto 27 aprile 1923, n. 915, in Provedimenti legislativi, 1923, pp. 795-796) に於ける。
- (8) 国民経済省の設立に関する勅令 (Regio decreto 5 luglio 1923, n. 1439, in Provedimenti legislativi, 1923, p. 1107) に於ける。
- (9) 通信省の設立に関する緊急勅令 (Regio decreto-legge 30 aprile 1924, n. 596, in Provedimenti legislativi, 1924, p. 739) に於ける。
- (10) Aquarone, op. cit., pp. 8-9.
- (11) Aquarone, op. cit., p. 11.
- (12) 第五次ジョリッテ内閣時代の一九二一年三月一六日には行政改革に関する議会調査委員会の設立に関する法が公布され (Legge 16 marzo 1921, n. 260, in Provedimenti legislativi, 1921, p. 163) その後のジョリッテ内閣時代には行政改革・職務簡素化・人員削減に関する法律 (Legge 13 agosto 1921, n. 1080, in Provedimenti legislativi, 1921, pp. 595-596) が成立し、研究・調査が進んでいたので、ムッソリーニはこの成果を利用することになり、また (Aquarone, op. cit., p. 6)。

- (13) Aquarone, op. cit., p. 15; Candeloro, op. cit., pp. 22-23; De Felice, pp. 417-418.
- (14) Aquarone, op. cit., pp. 332-333. 國會議員選挙問題については更に参照' Aquarone, op. cit., pp. 18-22; Candeloro, op. cit., pp. 23-25; De Felice, op. cit., pp. 430-438.
- (15) Aquarone, op. cit., p. 36.
- (16) Aquarone, op. cit., pp. 36-37; Candeloro, op. cit., p. 35; De Felice, op. cit., pp. 522-524.
- (17) Aquarone, op. cit., p. 37.
- (18) マチエロホ法の成立過程については' 参照' Candeloro, op. cit., pp. 33-42; De Felice, op. cit., pp. 524-536.
- (19) Legge 18 novembre 1923, n. 2444, in Leggi e Decreti del Regno d'Italia, 1923, pp. 7428-7461.
- (20) Aquarone, op. cit., pp. 38-39.
- (21) Candeloro, op. cit., p. 64. 選挙職の状況については更に参照' De Felice, op. cit., pp. 577-585.
- (22) Candeloro, op. cit., pp. 64-65; De Felice, op. cit., pp. 585-587.
- (23) マチエロホ事件からマッソリーニの議会演説に至る経過については' 参照' De Felice, op. cit., pp. 617-730; Candeloro, op. cit., pp. 66-101.
- (24) Atti del parlamento italiano, Camera dei deputati, sessione 1924-25 (XXVII legislatura), vol. III, pp. 2028-2032.
- (25) イタリア・ナショナリスト協会と全国ファシスタ党は一九二三年二月二七日に合併を決定していた。その間の経過については参照' De Felice, op. cit., pp. 502-506.

三 権威主義体制の樹立

ロッコは二五年の末から二六年にかけて一連の重要な法律の制定に起草者としての役割を果たすが、⁽¹⁾まず最初に触れる必要があるのは、「政府首席たる首相の権能と大権に関する」一九二五年一月二四日法律第二二六三号⁽²⁾である。この法律は、首相を「政府首席」と位置づけ(一条)、「政府首席たる首相は国王により任免され、政府の一般政治

指針につき国王に対して責を負う」とし、積極的には憲章上明確でなかった責任の内容を確定した訳であるが消極的にはこれまで憲法慣習として確立していた政府の対議會責任を否定するとともに、他の国務大臣は「政府首席たる首相の提案に基づき国王により任免される」(二条)として、首相の地位を従前の同輩中の首席 (primus inter pares) にすぎなかったものから、優越的・支配的権限を有するものに変更した。⁽³⁾ 実際、「政府首席たる首相は各大臣の活動を指揮・調整し、大臣間の意見の相違を裁定し、閣議を招集し、これを主宰する」(三条) 権能を有し、場合によっては「勅令により一または複数の省の指揮を政府首席に委ねることができる」(四条二項) ようになったのである。

政府首席の地位は執行権の内部で優越するのみならず、対議會との関係においても優越することになった。即ち、「如何なる議案も、政府首席の同意なくして、両院のいずれにおいても議事日程とすることはできない」(六条一項) とされ、更に「政府首席は、一議院で否決された法案を、最初の表決から三カ月以上経過した時には、再度表決に付すよう求める権限を有する。この場合には、法案の表決は、討論に付すことなく、秘密投票により行われる」(六条二項) ことになったので、實際上、政府首席は議会の意思を無視して議案の成立を期することができるようになった。⁽⁴⁾ ロッコが指摘しているように、この手続き上の小さな改正は極めて重要な意味をもったのである。⁽⁴⁾

この法律により、事実上一九二二年一〇月の「クーデター」により止めを刺されたカヴール以来のイタリアの議院内閣制は、法制上も廃止されたといつてよく、ファシズムの精神に依拠した独特な「政府首席制」が確立されることになった。⁽⁵⁾

次に触れておく必要があるのは、「執行権の法規制定権能に関する」一九二六年一月三十一日法律第一〇〇号⁽⁶⁾である。この法律の第一条により、「(1)法律の執行、(2)執行権に帰属する権能の行使、(3)中央行政の組織と運営、中央人事行政制度、ムーネ・県を除く公共団体の制度、法人格を有する公の慈善団体、大学、高等教育機関(従前に法律で規制されていた事項をも含めて)、を規律するために必要な法規を、内閣の事前の議決に基づき、かつ國務院の意見を

徴して、勅令で定める」ことができるようになった。第三条は、「(1)法律により政府に委任され、その委任の範囲内において、(2)緊急かつ絶対の必要性のある特別の場合に、内閣の事前の決議に基づき、法律の効力を有する規定を勅令により定めることができる」とし、後者の必要性と緊急性の判断は国会に委ねることにしている。

従来行政組織については法律で定める、即ち議会の意思に依存していたのに対し、本法律により、それが勅令で可能となり、内閣は議会の意向に拘わらず行政組織、人事権を掌握できるようになった訳である。又第三条により内閣は委任命令のみでなく、「特別の場合に」は緊急命令をも制定することが法認されたことになり、内閣は事実上立法権をも掌握しうるようになったと言つてよい。緊急命令の制度は、確かに、従来の慣行でもあり、それを法制化したに過ぎないという判断も可能であるが、実際には政府の議会に対する優位を確認したのであった。⁽⁷⁾

以上の二つの法律により執行府の立法府に対する優位が動かし難いものとなり、ファシズムの狙いである権威主義体制の樹立に向けての第一歩が踏み出されたと言えよう。

次に人権規制の分野でのファシズムの立法に眼を転ずることにしよう。

まず出版に関しては既に一九二三年七月一日の勅令第三二八八号⁽⁸⁾で規制がなされていた。この出版令によれば、「新聞又は他の定期刊行物の発行責任者は……印刷地の県知事の認可」が必要とされ(一条)、「県知事は、(a)新聞若しくは定期刊行物が虚偽あるいは偏向した情報により政府の外交活動を妨害し、内外における国の信用を傷つけ、国民に不当な警戒心を惹起せしめ、又は公共秩序転覆の契機をなした場合、(b)新聞若しくは定期刊行物が、論説、論評、解説、見出し、挿絵あるいはカットにより犯罪を教唆し、又は階級憎悪、法律若しくは当局の命令への不服従、若しくは公務員の規律を脅かし、若しくはイタリアの利益に反して外国若しくは外国の公私の団体の利益を助長し、若しくは祖国、国王、法王、国家の宗教、国の諸機関と権限あるいは友好国を侮辱した場合、には発行責任者に対して警告を発する権能を有する」ことになり、「警告は、県庁所在地の地方裁判所の裁判官と代理検事、当該地方出版

協会の指名したジャーナリスト界の代表者からなる委員会の意見を徴して、理由を付した命令により発布される。前述の裁判官は控訴院第一部長により、代理検事は控訴院検察長官により指名される。又出版協会が存在しない場合にはジャーナリスト界の代表者は、地方裁判所長官により指名される。この委員会の任期は一年とする」(二条)ことになり、更に「県知事は、第二条で定める委員会の意見を聞いて、一年間に二度警告を受けた発行責任者の認可を取消す権能を有する」(三条)とされ、そして第二条、第三条に違反した新聞又は定期刊行物は、公安当局により、特別の許可なしに、差し押えを受けることになった(四条)。

この勅令は制定当時は現実に発動されることはなかったが、マッテオッティ事件後、ムッソリーニにより反対派の新聞弾圧に効果的に利用されることになった⁽⁹⁾。

次に結社については、「結社の活動および国家公務員等の結社への加入の規律」に関する一九二五年一月二六日法律第二〇二九号⁽¹⁰⁾が制定された。この法律の第一条により、「王国内若しくは植民地内において創設され、又は活動する結社、団体及び機関は定款、規約、内部規則、構成員とその職業の名簿を公安当局に通知しなければならず、又公安当局が公共の秩序若しくは安全のために要求したときは、その組織と活動に関する他のすべての情報を通知しなければならぬ」とされ、その違反に対しては三カ月以下の拘役、二〇〇〇リラ以上六〇〇〇リラ以下の科料に処せられ、故意に虚偽又は不完全な通知をおこなった場合には五年間の公職禁止に加えて一年以上の懲役、五〇〇〇リラ以上三〇〇〇リラ以下の罰金に処せられることになり、加えて県知事の命令による解散に服することになった。第二条では、公務員若しくは政府関係機関職員が秘密結社に加入している場合には官職を剝奪され、罷免されることが規定され、又要求があった場合には自己の属していた、あるいは属している結社、団体、機関について所属省庁又は県知事に宣告しなければならない、とされた。

この法律は、第二条にみられるところから、とりわけフリーメーソンを念頭においていることは明らかであるが、

それ以上に政党、労組を始めとする如何なる結社にも適用されるようになってきていた。そして公務員の統制にも、更にはそのファシスト化にも容易に利用されることになろう。

そして、この官僚のファシスト化についてはムッソリーニは徹底して、更に「国家公務員の解職」に関する一九二五年一月二四日法律第二三〇〇号⁽¹¹⁾を制定した。第一条により、「国王政府は、一九二六年一月三十一日迄、職務中又は職務外においてなされた意思表示により、その職責の忠実なる遂行に充分の保障を与えず、又は政府の一般施政方針と相容れない状況にあることを示した公務員を解職する権能を有する」ことになった。もちろん、この解職措置に対しては無権限又は法律違反を理由に国務院に訴える（例外的には国王に対して）道が残されていたが、その他の行政上又は司法上の救済は排除されていた（三条）。この法律の狙いは、第一条で「政府の一般施政方針と相容れない」と規定されたことに明らかなように、端的に反ファシスト又は非ファシスト的傾向の官僚を追放し、官僚の全面的ファシズム化にあったと言つてよからう。

又ファシズムは弁護士と新聞記者という反対派の温床となりうる職業にも規制の網をかぶせるのを怠らなかつた。一九二六年三月二五日法律第四五三号により中央弁護士会を設置することになり、その半数は地方弁護士会の選挙により、残りの半数は司法大臣の提案により選出され、弁護士名簿への登録と抹消及び懲戒を権限とすることになった。委員の半数が選挙によることで幾分は自律性を確保することはできているが、しかし司法大臣には、国務院の意見を徴して、中央弁護士会を解散することができた。その後、一九二六年五月六日勅令第七四七号により、⁽¹²⁾ 国の利害と対立する公的活動を行った者は弁護士名簿に登録することはできず、既登録者は名簿から抹消されることになった。

新聞記者に対しては、更に精密を極める統制を行った。既にファシストの暴力により反対派の新聞は沈黙を余儀なくされ、先に触れた一九二三年七月一日勅令第三二八八号が発動され、反対派の新聞への差し押えがなされていたが、その規制の完結をなすものとして一九二五年一月三十一日法律第二三〇七号「定期刊行物に関する規定」⁽¹³⁾が制定

されることになった。この法律の第一条により、新聞又は定期刊行物の責任編集者はジャーナリスト名簿に登録されなければならない。その発行地を管轄する控訴院付検察長官の認可を得ることが必要になった。そして検察長官は、出版物による犯罪を二度犯した者には認可を与えず又は取消すことができた。更に第三条により、認可の申請とともに、印刷責任者と出版社は新聞又は刊行物の所有者、その住所及び居所を含む文書を検察長官に提出しなければならぬとされ、第七条により、控訴院管轄地毎にジャーナリスト協会が設立されることになり、協会はジャーナリスト名簿を作成し、これを控訴院事務局に寄託することになり、この名簿に記載された者のみがジャーナリスト活動を行うことが許されることになった。

この法律によりジャーナリスト界は完全に体制に統合されることになり、翌二六年にはイタリア新聞連盟は解散し、全国ファシスト・ジャーナリスト組合に吸収されることになった。そして二七年三月一〇日には、「全国ファシスト・ジャーナリスト組合は、イタリア・ジャーナリストの権利を擁護する組織に留まらず、統領と全国ファシスタ党の完全に政治的な装置でもある」との声明が出され、組合加入には一八カ月以上の職業歴とファシスタ党に加入しているか体制に忠誠を示しているかが条件とされ、体制反対派の新聞の責任ある地位に⁽¹⁴⁾あつた者又は体制に重大な損害を与えた者は厳格に排除されることになった。そして一九二八年二月二六日勅令第三八四号は、⁽¹⁵⁾ジャーナリスト名簿に⁽¹⁴⁾関する細則を定め、その第五条は、先に述べた弁護士に対するのと同様に、「国の利益に反する公の活動を行った者は、名簿に登録されず、既登録者は名簿から抹消されなければならない」と規定していた。

さてファシズムによる権威主義体制樹立の試みは中央行政機構及び人権の分野にのみ留まることなく地方自治にも及んだことはいままでもない。とりわけコムーネは反対派の最後の防壁ともなっていたので、その自治を奪い政治活動の能力を無にすることが改革の狙いとなった。まず一九二五年一〇月二八日勅令第一九四九号⁽¹⁶⁾により首都ローマは総監府により統治されることになった。その長たる総監は二人の副総監の補佐を受け、コムーネの行政権と立法

権を保持し、更にコミュニネ組織を指揮するに際し一〇人の助役の補佐を受けることになっていた。総監は、内閣の意見を徴して、内務相の提案により勅令で任命され、副総監は、総監と内閣の意見を徴して、内務相の提案により勅令で任命され、いずれも国家公務員とされ内務省に所属するものとされた。その他に諮問機関として八〇人の委員からなるローマ協議会が存在し、そのうちの六五人はローマの経済・技術・職能団体により任命され、残りの一五人は行政職経験者又は土地所有者から選任され、任期は四年とされた。総監は、予算、租税、都市計画等の特定の事項については協議会の意見を徴する必要があった。かくして公選の議会に依拠する執行部は廃止され、上から任命された総監府による権威主義的な統治となったのであるが、この機構は当初の予想通りにはうまく機能せず、早くも一九二六年一月九日の勅令により副総監と助役にかんする規定の適用が停止され、総監府の運営は総監一人に委ねられることとなり、又総監には職員の罷免権が賦与されることになった。更に一九二八年一月六日法律第二七〇二号により助役が廃止され、協議会委員も二人に削減され、総監一人の独裁的統治が強化されることになっている。⁽¹⁷⁾

その間この制度は他のコミュニネにも適用されることになった。一九二六年二月四日法律第二三七号は、人口五〇〇〇人未満のコミュニネにおいては公選の議会に代えてポデスタがコミュニネを統治することになり⁽¹⁸⁾、その任期は五年で任命は勅令によるものとされた⁽¹⁹⁾（二条）。ポデスタは、従来コミュニネの長、参事会、議会に属していたすべての権能を有することになり、その諮問機関としてコミュニネ協議会が設けられた。協議会委員は六名以上とされ、その三分の一は県知事により、三分の二は当該経済団体・組合・地方団体の指名により任命されることになっていた⁽¹⁹⁾（四条）。そして同年九月三日勅令第一九一〇号により、このような権威主義的な上からのコミュニネ統治のシステムは王国のすべてのコミュニネに適用されることになった。このような地方自治の圧殺は、更に県段階にも及び、一九二八年一月二七日法律第二九六二号により県行政は総監と四〜八人の助役に委ねられることになり、いずれも政府の任命とされた。これにより地方の政府への従属の体制が完成することになったのである。⁽²⁰⁾

かくして国家機構から地方制度の権威主義化そして弁護士及びジャーナリストの統制が完備することになった。反対政党は未だ存在したが事実上ファシスタ党の一党制が機能し、議会内の反対派も無力と化し、反対派の新聞も沈黙を余儀なくされることになった。このような状況の中では反対派の捌け口は体制のシンボルたるムッソリーニ個人に対するテロに訴える以外はなかった。実際、一九二五年一月四日の襲撃に始まり、一九二六年四月七日、九月一日、一〇月三十一日と一年の間に四度もムッソリーニはテロに襲われている。これに対し、いやむしろこのことを口実に一九二六年一月五日の閣議において全政党、結社の禁止が決定され、更にいわゆる国防法案の議会提出が決定されることになった。⁽²¹⁾そして翌六日には新しい公共秩序法の統一法典が制定された。⁽²²⁾これにより警察拘禁制度が設けられ、通常犯以外に、「国の社会的経済的体制を暴力で以て転覆し、若しくは国の安全を害し、若しくは国家権力の活動を妨害若しくは阻止する活動を行い、又はそのような意図を表明し、国内的にも国際的にも国の利益に損害を与えた者は」(一八四条)、一年以上五年以下の警察拘禁に処せられる(一八五条)ことになった。更に第二一五条により県知事には国内秩序に反する活動を行った結社、団体又は機関を解散する命令を発する権能が付与されることになっている。そしてこの結社には政党、政治組織が含まれるものとされている(二一八条)。又県知事には、第二条により、緊急又は重大な公共の必要性のある場合には、公共の秩序と安全を保持するために不可欠な措置をとる権能が付与されている。「緊急」の要件にせよ「重大な公共の必要性」という要件にせよ、抽象的な主観的には如何様にもとれる事態を理由として県知事に一種の非常事態措置権を与えた訳である。

この公共秩序法が公布された三日後の一月一九日には議会が開会され、反対派議員一二〇名の議員資格喪失が宣言されるとともに、国防法案が提出され、僅か一二人の反対で可決されることになった。この「国防措置に関する」一九二六年一月二五法律第二〇〇三号は、⁽²³⁾前年一月三日のムッソリーニの議会演説で開始された権威主義体制の法制化の最後を飾るものといつてよからう。まず第一条により、国王、摂政、王妃、皇太子そして政府首席の生命・

身体・自由を侵した者は死刑に処せられることになった。第二条では刑法に規定する国家の安全に対する罪を犯した者も同様に死刑に処せられることになった。第三条は前二条に定める罪の共同謀議者、教唆犯については五年以上五年以下の懲役に処せられることを定めている。又第四条により、解散せられた結社、組織又は政党を再建する者は永久の公職停止に加えて三年以上一〇年以下の懲役に処せられることになり、その単純参加者、及びその理論、綱領等を喧伝した者も永久の公職停止と一年以上五年以下の懲役に処せられることになっている。更に第五条は、国外で国の信用又は威信を傷つける活動を行い、又は国の利益を損なう活動を行った者は永久の公職停止と五年以上一五年以下の懲役に処し、欠席裁判の場合には市民権喪失と財産没収をもたらずと定めている。そして本法律に規定する犯罪については軍人により構成される特別裁判所が審理することになり、特別裁判所の判決については上訴が認められないことになっている(七条)。その後一九二六年二月二日勅令第二〇六二号⁽²⁴⁾で本法律の施行細則が定められ、翌二七年一月四日に特別裁判所の裁判官が任命され、ファシスト体制下の反対派弾圧装置としての国防特別裁判所が活動を開始することになった。なお、国防措置に関する法律は、その第八条で五年間の時限立法とされていたが、その規定の多くは一九三一年七月一日の新刑法典に組み込まれ、国防特別裁判所も政治犯罪の法廷としてファシズム体制の重要な機関として活動を続けていくことになった。第二次大戦に至るまで国防特別裁判所が死刑を下したのは九件にすぎないといわれているが、反対派への大きな脅威となったことはいまでもなからう。⁽²⁵⁾

ムッソリーニは、これに加えて、警察長官ボッキエリの発案によるO.V.R.Aの名で知られる反ファシズム抑圧監視機構を利用して、日常的に反対派の活動に眼を光らせることができた。⁽²⁶⁾かくしてファシズムは警察監視と特別裁判所による反体制派への抑圧機構を、ほぼ一九二六年までに創りあげること成功したのであった。

かかる成果の上に一九二七年には労働憲章が、翌二八年には新選挙法と大評議会法が制定され、他方、権力掌握後から交渉を積み重ねてきたヴァティカンとの協定も二九年二月一日には調印の運びとなり、同年三月二四日の総選

挙においてこの一連のファシズムの「功績」は国民の圧倒的「信任」を受けることになる。「協同体」体制に関わる労働憲章については次章でとりあげることにして、ここでは二八年の選挙法、大評議会法、そして二九年のラテラノ協定につき概観しておくことにしよう。

二八年選挙法は、ヴィドーニ宮協定、労働関係規制法、協同体省の設置、労働憲章という一連の「協同体」体制の樹立に関わる措置を踏まえて、それを選挙制度の上にも反映させるとの意図の下に構想されたといつてよい。選挙法改正の指針は一九二七年一月一〇日の大評議会で検討され、翌年三月一四日に議会で提出され、一九二八年五月一七日法律第一〇一九号⁽²⁷⁾として公布された。内容は以下の通りである。

代議院の定数は四〇〇人に削減され、全国を単一の選挙区とし(一条)、選挙は、全国的な職能組織の候補者の推薦、ファシズム大評議会の候補者の指名、選挙人団の承認という三段階で行われる(二条)ことになった。付表に列挙された全国的な職能組織は定数の二倍、即ち八〇〇人を推薦することができ(三条)、その他の文化・教育・社会扶助等の全国組織は定数の半分、即ち二〇〇人を推薦することができた(四条)が、候補者名簿は、ファシズム大評議会がその推薦を考慮に入れて自由に(従って推薦以外の者をも含むことができた)作成することになっていた(五条)。その結果、選挙人は「ファシズム大評議会の指名した代議院議員の名簿を承認するか」と書かれた投票用紙に賛否の意思を表示することしかできなくなった(六条)。選挙権は二一歳以上(妻子ある場合は一八歳以上)の男子で、(1)法認された組合の組合費を支払っているもの、(2)直接税一〇〇リラを支払っているもの、(3)国家、地方公共団体、その他の公的機関から給与、年金、手当を受けているもの、(4)カトリックの聖職者、の何れかに該当する場合に認められた(一〇条)。

この選挙法により自由主義的議会制に固有の選挙人による議員の選挙というシステムは放棄され、職能代表に基づく議会が成立することになったといつてよからう。選挙人の資格、候補者もすべて職能団体への帰属の有無により決

定され、しかもファシズム大評議会という体制の政党とはいえ一政党の機関が事実上議員を指名する方式が導入され、国民は受動的にそれへの賛否を問われるにすぎなくなったのである。⁽²⁸⁾

この選挙法は必然的にファシズム大評議会の法制化に道を開くことになった。かくして「ファシズム大評議会の組織と権限に関する」一九二八年二月九日法律第二六九三号⁽²⁹⁾が制定されることになった。この法律の第一条により、「ファシズム大評議会は、一九二二年一〇月の革命により誕生した体制のすべての活動を調整し統括する最高機関である」とされた。政府首席は大評議会の議長となり、その招集の権限を持ち、議事日程を定める(二条)。全国ファシスタ党書記長が大評議会の書記長を兼ね、政府首席の事故の場合には、その委任を受けて大評議会を招集し、主宰することができた(三条)。大評議会のメンバーは、終身として、ローマ進軍の四天王⁽³⁰⁾、閣僚として三年以上大評議会のメンバーであった者、一九二二年以降の全国ファシスタ党書記長経験者(四条)が列挙され、更に上下両院議長、閣僚、首相府次官、国防義勇軍最高指揮官、全国ファシスタ党指導部委員、イタリヤ・アカデミー会長とファシスト文化協会会長、全国バリツラ事業団団長、国防特別裁判所長官、全国ファシスト労働組合連合会長、全国協同組合会長は、その在職中に限りメンバーとなる(五条)。大評議会のメンバーには議員と同じように不逮捕特権が認められた(九条)。その職務は無償とされ、又会議は秘密とされた(一〇条)。大評議会の権限は、(1)一九二八年三月一七日の選挙法第五条に基づき、代議院議員の名簿、(2)全国ファシスタ党の規約、体制、政治指針、(3)全国ファシスタ党の書記長、副書記長、事務局長、その他の指導部メンバー、を決定することであり(十一条)、更に憲法的性格を有するすべての問題につき意見を述べることであった(一二条)。そして次の七項目は憲法的性格を有するとされた。

(1)王位継承、国王の権能と大権、(2)大評議会、元老院、代議院の構成と機能、(3)首相たる政府首席の権能と大権、(4)執行府の法規制定権、(5)組合・協同体制度、(6)国家と法王庁との関係、(7)領土と植民地の変更、又は領土の放棄に関する条約。その上、大評議会は、政府首席の提案に基づき、政府首席の欠けた場合に、政府首席の任命のための名簿

を作成し、更新する権限も有することになった(一三条)。

この法律により体制の最高機関としてのファシズム大評議会の構成と権限が正式に定められることになったが、留意すべきは、この機関は「最高」とされたにも拘わらず現実には政府首席が招集、主宰し、議事日程を定めるとされたようにムッソリーニに従属したものであったこと、そしてファシスタ党が国家機関となり党の国家への従属が法制度上も確立したことである。ドイツのナチスとは違い、イタリアのファシズムは党が国家機関を指導するのではなく、国家が党を指導し従属させたのであった。それから大評議会の権限に王位継承の問題を帰属せしめたことは、国王とファシズムの間に軋轢を生み出すことになり、王室側のファシズムに対する不信を醸成することになった。⁽³¹⁾この点は王室を完全には掌握できなかったというイタリア・ファシズムの弱さにもなる。又憲法学上は、この法律により王国憲章上は知られなかつた憲法的法律の存在を生み出すことになったことが注目される。通常法律と憲法的法律の区別は、ここで初めて誕生した訳であるが、この区別は戦後の新憲法⁽³²⁾下でも継承されることになろう。

後に述べるようにムッソリーニを独裁者の地位から引き降り降ろすことになるのも、この法律で最高機関とされた大評議会であるが、ここでは権威主義的単一政党制が法制上も確立したことを確認しておくことにしよう。⁽³²⁾

さて、長期にわたる交渉を経て一九二九年二月一日に署名されたいわゆるラテラノ協定⁽³³⁾は、法王庁とイタリア間の条約、財務協定、法王庁とイタリア間の協約からなる。まず条約のポイントは第二六条にあり、そこで法王庁は「ローマを首都とするサヴォイア朝下のイタリア王国を承認し」、他方「イタリアは法王の主権下にあるヴァティカン市国」を承認することになり、かくしてリソルジメント以来の懸案であったローマ問題に最終的に終止符が打たれることになった。それとともに一八七一年五月一三日のいわゆる「保障法」は廃止されることになった。次に財務協定は、一八七一年の「保障法」で規定された補償額の精算分としてイタリア政府が法王庁に七億五〇〇〇万リラを現金で、一〇億リラを五%の利子付債権で支払うことを取極めた。最も重要なのはイタリアにおける宗教と教会の条

件を規制する協約であるが、まず第一条でカトリック教会による「霊的権力の自由な行使、公の礼拝の自由な行使、宗教事項に関する裁判管轄権」が保障されることになった。更に第三四条では宗教婚に民事法上の効力が認められ、第三六条では「カトリックの伝統によるキリスト教教理の教育を公教育の基礎であり完成である」ことが考慮され、「現在初等教育でなされている宗教教育を、法王庁とイタリア国家との合意に基づくカリキュラムにより、中等教育においても行う」ことになった。最後に指摘しておく必要があるのは、第四三条で法王庁の監督下にある「イタリア・カトリック行動団」が、如何なる政党の影響下にもないことを条件としてではあるが、承認されたことである。

このラテラノ協定によりムッソリーニは自己の権力の基礎をイタリア社会の中でより一層堅固なものとするに成功したといえよう。このことは同年三月二四日の新選挙法の下での総選挙において大評議会の名簿が九八・四％の支持を得、反対は僅か一・六％に過ぎなかったことでも明らかであった。カトリック教を内政外交の道具とするこのムッソリーニの狙いは少なくとも当初は達成されたといつてよからう。しかし長期的に見た場合には協定は法王庁に有利に働いた。財務協定による収人は勿論ヴァイカンの財政状態を改善することになり、条約により独立国として承認され、しかも婚姻、教育の分野での権限を承認された訳であるから市民社会における教会の影響力を増大せしめることになった。⁽³⁴⁾そして「カトリック行動団」の承認にみられるように全体主義国家の内部で教会は一定の「自律性」をも確保することができたのであった。先に指摘した「宮廷」の存在に加えて、イタリアのファシズムは「教会」という自律的勢力の存在を容認せざるをえなかったのである。イタリアの全体主義がドイツのナチスと比して完璧さにおいて劣る第二の理由といえよう。

しかし一九二九年という時点においてみるならばこのヴァイカンとの協定によりムッソリーニの威信は頂点に達し、ファシズムの目指した権威主義体制は一つの画期を迎えたことになる。そして、この体制を市民社会の中にも根をおろすために構想されたのが、協同体システムであった。次章ではこの問題を検討することにしよう。

- (1) フランシスム革命の「國體論書」と称され、「大衆の權威主義國家」の法制化に重要な役割を果たした商法學者で元ナショナリストの Alfred Rocco (1875-1935) の法イデオロギーについて Paolo Ungari, Alfred Rocco e l'ideologia giuridica del fascismo, Morcelliana, 1974, を註記す。
- (2) Attribuzioni e prerogative del Capo del Governo, Primo Ministro Segretario di Stato, Legge 24 dicembre 1925, n. 2263, in Leggi e Decreti del Regno d'Italia, 1925, PP. 9776-9779.
- (3) Ghisalberti, op. cit., p. 358; Candeloro, op. cit., p. 137; Aquarone, op. cit., p. 75.
- (4) Alfred Rocco, La trasformazione dello Stato, "La Voce" Anonima Editrice, 1927, p. 201.
- (5) Rocco, op. cit., p. 202.
- (6) Sulla facoltà del potere esecutivo di emanare norme giuridiche. Legge 31 gennaio 1926, n. 100, in Leggi e Decreti del Regno d'Italia, 1926, pp. 706-708.
- (7) Ghisalberti, op. cit., p. 359; Aquarone, op. cit., p. 77. 従来の慣習の法制化に於ては、その法律の制定はロマンの憲法に於ては、憲法制定の中心に於ては、その法律の制定は、Rocco, op. cit., pp. 129 sgg.)。
- (8) Norme sulla gerenza e vigilanza dei giornali e delle pubblicazioni periodiche. R. D. L. 15 luglio 1923, n. 3238, in Aquarone, op. cit., pp. 344-346.
- (9) Aquarone, op. cit., pp. 40-43. この勅令の施行は、一九二四年七月一〇日に制定された。
- (10) Regularizzazione dell'attività delle associazioni, enti ed istituti e dell'appartenenza ai medesimi del personale dipendente dallo Stato, dalle provincie, dai comuni e da istituti sottoposti per legge alla tutela dello Stato, delle provincie e dei comuni. Legge 26 novembre 1925, n. 2029, in Provvedimenti legislativi, 1925, pp. 1784-1785.
- (11) Dispensa dal servizio dei funzionari dello Stato. Legge 24 dicembre 1925, n. 2300, in Provvedimenti legislativi, 1926, p. 1.
- (12) 改正の法律。Aquarone, op. cit., pp. 88-89.
- (13) Disposizioni sulla stampa periodica. Legge 31 dicembre 1925, n. 2307, in Aquarone, op. cit., pp. 418-420.
- (14) 改正の法律。Aquarone, op. cit., p. 92.
- (15) Norme per la istituzione dell'albo professionale dei giornalisti. R. D. 26 febbraio 1928, n. 384, in Provvedimenti legislativi, 1928, pp. 399-403.

- (16) L'istituzione del Governatorato di Roma. R. D. L. 28 ottobre 1925, in Schwarzenberg, op. cit., pp. 234—242.
- (17) 自治体の組織と行政. Aquarone, op. cit., pp. 83—84.
- (18) Istituzione del podestà e della consulta municipale nei comuni con popolazione non eccedente i 5000 abitanti. Legge 4 febbraio 1926, n. 237, in Provvedimenti legislativi, 1926, pp. 592—594.
- (19) Estensione dell'ordinamento podestarile a tutti i comuni del regno. R. D. L. 3 settembre 1926, n. 1910, in Provvedimenti legislativi, 1926, pp. 2216—2218.
- (20) Aquarone, op. cit., p. 87.
- (21) Aquarone, op. cit., p. 98.
- (22) Approvazione del testo unico delle leggi di pubblica sicurezza. R. D. 6 novembre 1926, n. 1848, in Provvedimenti legislativi, 1926, pp. 2152—2186.
- (23) Provvedimenti per la difesa dello Stato. Legge 25 novembre 1926, n. 2008, in Provvedimenti legislativi, 1926, pp. 2287—2288.
- (24) Norme per l'attuazione della legge 25 novembre 1926, n. 2008, sui provvedimenti per la difesa dello Stato. R. D. 12 dicembre 1926, n. 2062, in Provvedimenti legislativi, 1926, pp. 2336—2338.
- (25) Aquarone, op. cit., pp. 103—105.
- (26) Aquarone, op. cit., pp. 107—109.
- (27) Riforma della rappresentanza politica. Legge 17 maggio 1928, n. 1019, in Leggi e Decreti del Regno d'Italia, 1928, pp. 3143—3148.
- (28) Aquarone, op. cit., pp. 151—154; Candeloro, op. cit., pp. 151—153.
- (29) Ordinamento e attribuzioni del Gran Consiglio del Fascismo. Legge 9 dicembre 1928, n. 2693, in Leggi e Decreti del Regno d'Italia, 1928, pp. 7814—7817.
- (30) 法西斯主義の四人. ナルボネ・ヴェッキ・デ・ボーンの内.
- (31) Candeloro, op. cit., pp. 154—155; Renzo De Felice, Mussolini il fascista II, Einaudi, 1968, pp. 309—310.
- (32) Ghisalberti, op. cit., pp. 362—363.
- (33) ナルボネ L. 27 maggio 1929, n. 810. Esecuzione del trattato, dei quattro allegati annessi, e del Concordato, sottoscritti in Roma, tra la Santa Sede e l'Italia, 11 febbraio 1929, in Codice costituzionale e amministrativo,

Maggiore Editore, 1983, pp. 438-458, を参照し、
 (34) Candeloro, op. cit., pp. 233-250; De Falice, op. cit., pp. 382-483.

四 「協同体」体制の虚構と現実

対立する資本と労働を協同体に統合し、資本主義でも社会主義でもない第三の道を行くと喧伝された協同体システムとは如何なるものであったのか。ここでは、この問題を協同体に関わる立法に焦点をあてて検討していくことにしよう。

まず出発点は一九二六年四月三日法律第五六三号「集团的労働関係の法的規制」⁽¹⁾にあった。この法律は前年一〇月二日のいわゆるヴェードーニ宮協定(ファシスト組合に労働者の独占的代表権を、そして工業総連盟に工業家の独占的代表権を承認し、工場内部委員会の廃止を定める)⁽²⁾を受けて成立したものである。まず第一条は、(1)使用者組合は当該企業に属する労働者の一〇分の一以上を雇用している場合に、労働組合は、当該部門の労働者の一〇分の一以上を代表する場合に、(2)更に組合が組合員の経済的利益の保護に加えて、組合員の扶助、倫理的国家的訓育と教育の目的を遂行し、(3)そして組合指導者がその能力、倫理性、国家的信念を保持している場合に、それぞれの組合が法認されることを定め、第二条は、自由業者の組合も、第一条の条件を満たす場合には、法認されることを定めている。そして組合の法認は、第四条により、國務院の意見を徴して、内務大臣と協議の上所轄大臣の提案に基づき勅令によってなされることになった。かくして法認された組合は、第五条により、法人格を取得し、当該部門のすべての使用者、労働者、自由職業者を代表するものとされた。そして法認された組合の締結した労働協約は、第一〇条により、

それが代表するすべての使用者、労働者、自由業者に対して効力をもつことになった。

この法律の第一条にいう「倫理的国家的教育」、「倫理性、国家的信念」という語はファシズムの好んで用いるものであり、ここからも明らかなように事実上ファシストの組合のみが存在を許されることになり、しかも僅か一分の一の使用者又は労働者を組織していれば充分とされたのである。その上、第四条にみられるようにそれも政府の厳格な統制の下におかれたということができよう。

次に、集团的労働関係に関する一切の紛争は、控訴院に設置される労働裁判部の権限とされた(二三条)。労働裁判部は三名の控訴院評定官で構成され、そのうちの一名が部長を務めるが、場合によっては生産と労働に見識を有する二名の市民が控訴院第一部長(長官)の選任により陪席することもできた(二四条)。

更に、第一八条により、ロックアウトとストライキは禁止され、違反者は、使用者の場合は一万リラ以上一〇万リラ以下の罰金に、労働者の場合には一〇〇リラ以上一〇〇〇リラ以下の罰金に処せられ、共謀の場合には首謀者、煽動者、組織者は罰金に加えて一年以上二年以下の禁固に処せられることになっている。

最後に指摘しておかなければならないのは、この法律の段階においては労使の組合は統合されることはなく区別が維持されており、ただ中央段階での統合が予定されており(三条)、協団体という用語も使用されていないことである。

この中央での統合機関は、同年七月一日の勅令第一一三〇号⁽³⁾により同一生産分野の労使を包摂する全国組織とされ、これを協団体(corporazione)と呼ぶことになった(四二条)。しかもこの協団体は法人格を有せず、国家行政機関とされ(四三条)、その主要な任務は「生産を調整し、最善に組織するためのすべての創意を推進し、助長し、援助する」ことにあるとされたのである(四四条)⁽⁴⁾。

そして翌二日の勅令第一一三一号により協団体省が設置されることになり(一条)、協団体省の下に協団体全国評

議会が設置されることになった(四条)。その構成は、協同体相が議長となり、協同体省次官、国民経済省労働局長に加えて国民経済省より二名、その他の省より一名の代表(局長級以上とする)、更に法認された工業と農業の全国組合総連合の代表二人、その他の全国組合総連合の代表一人、使用者及び労働者の総連合より代表一人、全国労働余暇事業団、バリッラ全国事業団、母子全国事業団の代表一人からなっている(四条)。

以上の法制からも明らかなように、協同体は生産の分野における自律的な組合としてではなく、国家統制の下で全国的見地から生産を統制し、その目的のために使用者と労働者とともに規律するために設けられた「国家機関」にすぎないものとなったといつてよからう。

この点は一九二七年四月二日の労働憲章においてより明確になる。第一条は次のように述べる。イタリア民族は、それを構成する個人又は個人の集合体に優越する目的、生活、行動手段を有する有機体であり、ファシスト国家において完全に実現される倫理的、政治的及び経済的統一体である。そして第二条により労働は社会的義務とされ、生産の総体は全国的見地から統一的なものとされた。第四条は、使用者と労働者の対立する利害を調停し、そしてそれを生産という高次の利益に従属せしめることよって生産における各当事者間の連帯を実現することを謳い、このことが労働協約に明記されなければならないとした。第六条第二項は、協同体は生産における統一組織であり、その利益を全面的に代表するとされ、生産が国民的関心事であるが故に協同体は、法律により、国家機関として認められる、と規定した。

この労働憲章は、国内はもちろん国際的にもかなりの反響を呼ぶことになった。日本にも逸早く紹介され、「今や発展の道程に在るファシスト国家其のものの根本組織の主要原則と見るべきものである」と位置づけられ、そればかりではなく「近代的個人法組織の宣言たる一七八九年の仏国人権宣言と同様な画時代的同時に世界的記録たるの意義すら之に認めらるる様である」とまでもちあげられた。⁽⁶⁾

しかしながら、かく華々しく協同体国家の樹立が喧伝はされたが、その具体化には既存の国家組織と生産組織の不信もあって、その後の進展はスムーズにはいかず、協同体全国評議会が実際に発足するのは一九三〇年になってからであり、協同体の構成と権能が具体化されるのは一九三四年二月五日法律第一六三号⁽⁷⁾を待たねばならず、その年に政府首席令により二二の業種別の協同体が設立された⁽⁸⁾が、もはや生産上のイニシアティブも発揮しうる余地はなく、各職種の代表としての役割も果たせる状況にはなかった⁽⁹⁾。協同体なくしても国家がすべてを掌握しうる時代となっていたのである。それ故協同体国家として称されたとしても、それは表面的なものに留まり、政治権力に対して自律性を喪失していたファシズム協同体は、当時のフランスの協同体主義者が観察したように当初の理念を喪失し、国家機関となりさがっていたのであった⁽¹⁰⁾。

それでもこの「協同体」体制は、最後に代議院の改革にまで及ぶことになった。この構想はエチオピア戦争の勝利により国際連盟の経済制裁にも拘わらずエチオピアを併合し、ファシズムの威信を昂揚せしめたという背景の下に日程に上ることになった。一九三六年一月一八日の大評議会は議會制の改革に関する委員会を発足せしめ、委員会は同年一二月一日から作業を開始し、一九三八年七月一四日に作業を終了した。一方、大評議会は一九三八年三月一四日の会議で次のような動議を可決していた。「ファシズム大評議会は、国の新しい立法及び代表機関を設立することを議決した後、王国憲章の改正により憲法改革の完遂に着手すべきであると決定する⁽¹¹⁾」。即ち、権力掌握後一五年以上もたつてからファシズムの憲法の制定を目指すことを公式に表明した訳である。

一九三八年一〇月七日、大評議会はファッシ・コルポラツィオーネ議會に関する法案と協同体全国評議会の改革に関する法案を承認し、その後この二つの法案は議會に提出され、それぞれ一九三九年一月一九日法律第一二九号、一九三九年一月五日法律第一〇号として成立、公布されることになった。それより先、一九三八年三月一九日の大評議会においては新しい党の規約が承認され、同年四月二八日勅令第五一三号として公布されていた⁽¹²⁾。「協同体」体制を

議会の次元においても実現するものとされたのがファッシ・コルポラツィオーネ議會設置法である。⁽¹⁴⁾この法律の第一条により、代議院が廃止され、それに代わるものとしてファッシ・コルポラツィオーネ議會が設けられることになった。第二条は、元老院とファッシ・コルポラツィオーネ議會は立法に関して政府に協賛するものとした。そしてファッシ・コルポラツィオーネ議會は、全国ファシスタ党の全国評議会委員及び協同体全国評議会委員により構成されることになっている(第三条)。更に政府首席たるファシズム統領及びファシズム大評議会委員は、法上当然に、議会の構成員になる(四条)。議員の名称は *Deputati* (代議士) から *Consiglieri nazionali* (全国評議員) に変わった(五条)。但し、憲章により代議士の有していた議員特権(不逮捕・不起訴特権、免責特権)は引き続き享有するとともに、歳費も受けることになっている(七条)。憲法的法律案、予算案等は本会議での審議と議決が要請されているが(一五条)、それ以外の法律案については立法委員会での審議・議決のみで成立することとされた(一六条)。しかも一五条に列挙された法律案でも政府首席たるファシズム統領が緊急と判断した場合には委員会立法の手續きをとることができるようになっている(一七条)。

このように、二八年の選挙法でもともかくも維持されていた議員の国民の投票による指名は排除され、ファッシ・コルポラツィオーネ議會の評議員は、第三、四条にみられるように自動的に決定されることになり、更に執行権と立法権の分離も克服され、第二条に明らかなように議會は政府の立法権の行使に協賛するにすぎないものとされた。又体制の最高機関とされたファシズム大評議会の権能も、選挙が廃止されることになったため、殆ど無に帰することになったといつてよからう。最後に、この法律に関して指摘しておく必要があるのは、第一六条の定める委員会立法の制度であるが、このシステムも戦後の憲法に限定的な形において継承されることになる。⁽¹⁵⁾

しかも、このファッシ・コルポラツィオーネ議會も一九三九年一月七日の會議を最後に開かれなくなり、第二次大戦への参戦という重大な決定もムッソリーニ個人の決断によるという具合にファシズム体制は個人独裁という側面

を一層強化していくことになるのであった。⁽¹⁶⁾ 即ち、協同体国家というのは名ばかりで、その内実はムッソリーニの独裁であったのである。

- (1) Disciplina giuridica dei rapporti collettivi del lavoro. Legge 3 aprile 1926, n. 563, in Leggi e Decreti del Regno d'Italia, 1926, pp. 906—912. 邦訳として、風間鶴寿「イタリア組合法の素材」(『法学論叢』四二巻二号、一九四〇年、四六—二頁以下)。
- (2) Aquarone, op. cit., p. 439.
- (3) Norme per l'attuazione della legge 3 aprile 1926, n. 563, sulla disciplina giuridica dei rapporti collettivi del lavoro. R. D. 1 luglio 1926, n. 1130, in Provvedimenti legislativi, 1926, pp. 1523—1541. 邦訳、風間、前掲、四七—二頁以下。
- (4) Istituzione del Ministero delle corporazioni. R. D. 2 luglio 1926, n. 1131, in Provvedimenti legislativi, 1926, p. 1542.
- (5) ここでは、Aquarone, op. cit., pp. 477—481 に収録されているのを参照にした。邦訳は、杉山直治郎「伊太利労働憲章」(『法学協会雑誌』四五巻七号、一九二七年、一一四頁以下)、竹村英輔「イタリアの労働憲章」(『ファシズム期の国家と社会』ヨーロッパの法体制)、東大出版会、一九七九年、二七五頁以下)。なお、労働憲章は大評議会で採択されたが、官報に掲載されたために、当初からその法的効力が問題となった。この点につき一九三二年二月七日の破棄院判決は、労働憲章は協同体体制が依拠すべき基本的指針を含むものであるが、法律の効力をもたないと、判示した。そして後の一九四一年一月三〇日法律第一四号により、この問題は次のように解決された。「労働憲章の宣言は、国家法秩序の一般原則をなし、法律の解釈と適用において指針となる」。この点につき参照、Widar Cesarini Sforza, Corso di diritto corporativo, Cedam, 1935, p. 15.
- (6) 杉山、前掲、九五頁。
- (7) Costituzione e funzioni delle Corporazioni. Legge 5 febbraio 1934, n. 163, in Legge Decreti del Regno d'Italia, 1934, pp. 538—541.
- (8) 註(7)の法律と二二の協同体設立に関する政府首席令の邦訳は、風間鶴寿、「コルポラチオーネ雑考」(『法学論叢』四二巻一号、一九四〇年、一二六頁以下)参照。

- (9) Ghisalberti, op. cit., p. 370.
- (10) Widar Cesarini Sforza, Corporativismo, in *Enciclopedia del Diritto*, X, 1962, p. 668.
- (11) 以上21-24頁, Aquarone, op. cit., pp. 273-275.
- (12) Statuto del partito nazionale fascista. R. D. 28 aprile 1938, n. 513, in *Lex, Legislazione italiana*, 1938, pp. 727-742. 本稿では国家と党の關係については独自の検討の対象とはしなかったが、ドイツとは異なりイタリアのファシズムにおいては党は国家に從属するものとなったことについては先に簡単に触れておいた。このことは一九二九年一月一四日のファシズム大評議会の改革と全国ファシスタ党の組織に関する法律により、法制上も明らかとなった。即ち、この法律の第六条によると、全国ファシスタ党の規約は政府首席たる首相がファシズム大評議会と内閣の意見を徴して勅令により承認されることとなり、又第七条により、党書記長も政府首席たる首相の提案により勅令により任命されることになり、しかも政府首席の掲案により閣議にも出席できるようになった。このように党は政府首席たるムッソリーニの意向に完全に從属するようになったのであり、自律性を喪失し、国家の一機関という様相を帯びることになったのである。その後、一九三七年一月一日勅令第四号により、党書記長には國務大臣の称号と権限が付与されることになり、一九四一年六月二七日勅令第六〇〇号では、党書記長は党の任務、組織及び活動に関して法律、勅令、省令を提案できるようになった。ここまでくると党は完全に国家の中に編入されたと言つても可からう。
- (13) Aquarone, op. cit., 275.
- (14) Istituzione della Camera dei Fasci e delle Corporazioni, Legge 9 gennaio 1939, n. 129, in *Leggi e Decreti del Regno d'Italia*, 1939, pp. 210-215.
- (15) Ghisalberti, op. cit., pp. 276-281.
- (16) 第一次大戦への参戦と幾分類似したイタリアの第二次大戦への参戦過程については、参照 G. Candeloro, *Storia dell'Italia moderna*, vol. X, Feltrinelli, 1984, pp. 24-49; R. D. Falice, *Mussolini il duce II*, Einaudi, 1981, pp. 794-844. なお、それより前一九三八年にはムッソリーニは國王とともに「帝國の第一元帥」となっていた(一九三八年四月二日法律第二四〇号)。もちろん戦争における指揮権掌握を予定してであるが、このことも國王との軋轢を生み出す一因となった。

五 ファシズムと「憲法」

これまで検討してきたように、ファシズムはリソルジメント以来の自由主義的議会主義を葬りさり、社会を協同体により組織し、そしてこの協同体を基礎とする議会を設けるといふシステムを完成させたが、これは外形のみに留まり内実はファシズム統領で政府首席であるムッソリーニ個人の独裁体制といつてよいものであった。これが統治機構である。人権に関して言うならば、国防特別裁判所を頂点に集会・結社・出版への規制により、そしてO.V.R.A.による反体制派への日常的監視により体制への批判活動は封じられた訳であるから、当然のことながら抑圧されることになった。反体制派の指導者は海外とわりぱりに活動の場を求めて脱出するか、沈黙を余儀なくされた。種々のファシズムによる立法がそのために制定されたことは既にふれた。更にファシズムは刑法典、刑事訴訟法典（ともに一九三〇年一月一九日公布、一九三二年七月一日施行）に加えて一九四二年には民法典、民事訴訟法典を新しく制定する⁽¹⁾という作業を行ったが、念願の憲法の制定には終に至ることはなかった。もちろんファシズムの政権掌握中、その試みは何度か行われた。

まず一九二三年五月一日、大評議会はマッシマ・ロッカを委員長とする憲法改正に関する専門家特別グループを設立した。しかし、このグループの活動は何らの帰結をみることはなかった。次に一九二四年九月四日には全国ファシスタ党指導部の指名に基づきムッソリーニの任命した一五人委員会が発足した。しかし、この委員会は政府とより党の指導によるもので公式のものとはいえなかった⁽²⁾ので、一九二五年一月三十一日には首相府令により新しく一人委員会が任命されることになった。この委員会は七月五日には作業を終了し、報告と提案を提出することになったが、ムッソリーニの望むような改革とは程遠いものであった。

こうして憲法改正の試みは放棄され、ロッコの手になる一連の立法により事実上の「憲法改正」が先行したこと、そして最後に一九三六年にも大評議会は憲章の改正に着手することを正式に決定していたが、これもファッシ・コルポラツィオーネ議会の設立のみで終わってしまったことは先に見た通りである。

かくしてファシズムは王国憲章に代わる自らの理念に依拠した憲法典を作成することには成功しなかった。王国憲章自身が軟性憲法であり、立法によりその内容を事実上変えていくことを可能にしていたこと、更にファシズムの理論そのものが体系的なものではなく、反自由主義、反民主主義、反社会主義という対抗イデオロギーにすぎず、現実には国家独占資本主義的政策のイタリア的変種とも言えるものであったために、憲法という社会の枠組そのものを設定する構想力に欠けていたのが、その主な理由と思われる。

それでは当時の憲法学は形式的には王国憲章の下で実質的に形成されてきたファシズム体制に如何なる対応を示したのであろうか。

ローマ大学のヴェンチェンツォ・ザンガラは一九三八年の論文「イタリアとドイツにおける単一政党制と新しい代表国家」⁽³⁾において次のように論じている。近代国家の代表的性格は国家の主権的権能への人民の参加により示される。そしてその参加は議会制により実現され、議会制においては複数政党の存在と選挙手続きが要請される。政党こそは議会制の基礎をなし、そして第一次大戦後の議会制の合理化においては組織政党の優位が確立し、そのため比例代表制が導入されることになった。かくして現代国家は「政党国家」となった。しかし、この政党国家は人民主権の理論の本質とは適合しない、いやむしろ矛盾するものである。というのは、議会内の多数党の意思にすぎないものが、議会の意思となり、主権を表明することになるからである。以上が議会制の今日の到達段階であるが、しかし議会制は代表制国家の一種に過ぎない。議会制なしでも代表制国家は存在しうる。イタリアやドイツの単一の政党の国家がそれにあたる。イタリアでは、複数政党の存在を予定する議会制はファシスタ党が単一政党となつて以来存在しなくな

った。ファシスタ党は、その規約が国家により承認されるように法人格を有し、国家の補助機関でもある。このようにファシスタ党は単一政党で国家の補助機関でもあるために、集団の個別の指針・傾向・利益ではなく、全人民を代表するので、国家に対して補完的な役割を遂行することができるのである。即ち、共通の政治的利益を有する全人民を代表する単一の政党である。かくして国家はファシスタ党に憲法上代表的性格を付与し、その代表的性格により国家と人民との結合を実現することができるのである。政党は憲法的性格の若干の制度的結合により国家との結びつきを実現する。この制度的結合とは大評議会に関する法律に示されている。かくして代表の機能は単一の政党により果たされており、この新しい代表は制度的代表と呼ぶことができる。市民の統治への参加という近代国家の要請はここでも生きているのである。むしろ一七八九年の宣言に依拠する国家においては、人民は相対立する組織に分割され、国家生活への実効的参加が許されず、国家の統一的理念から排除されており、代表制は虚偽のもの、形式的なものになり下がっている。ファシスト国家においてこそ、人民を完全に代表する社会の法体制が実現されており、国家は真に人民のものとなり、人民は国家の精神となっている。

即ち、この論者は「制度的代表」という概念で以てファシズムの樹立した国家を正統化した訳である。このような「理論」はラネレッティの「イタリア国家における全国ファシスタ党」⁽⁴⁾、サレミの「ファッシ・コルポラツィオーネ議会議会」⁽⁵⁾にもみられるところである。

このように、「権威主義体制は、その正統化と称賛のための議論を多くの公法学者の中に見出した」⁽⁶⁾のである。

このような態度は、多元主義を唱え本来なら独裁に反対すべきと思われる当時の憲法学の権威たるサンティ・ローマノにおいても異なることはなかった。彼の『憲法講義』改訂第八版（一九四三年）においては、ファッシ・コルポラツィオーネ議会議会も「国民の代表という性格」を有すると断言していた。もちろん選挙という手続きは踏まないが、伝統的な政治的代表とは実質的に異なる手法に依拠した代表である。即ち、意思の代表ではなく利益の代表であり、

制度的代表と言ってもよからう。この代表制度は、国のすべての一般的利益に注意を払い、政治的代表を完全かつ完璧に実現するものとみなされている。⁽⁷⁾

このように当時の公法学者は、ファシズム体制の現実の機能には眼を覆い、その議員が国民の選挙によらず党又は協同体のメンバーが自動的に任命される議会をも「国民の代表」として理論化するのに貢献したのであった。

しかし、カラマンドレイが指摘する如く、ファッシ・コルポラツヘオーネ議会は、如何に強弁しようとも、人民主権に依拠し、自由な選挙の理念と不可分に結びついた政治的代表とはいえないものであった。ロマーノのような代表論を承認すると、僭主といえども神の法により人民の幸福を擁護し、その忠実なる臣民の利益を代表するということを承認せざるを得なくなると言えよう。⁽⁸⁾

マリオ・ガリツィアは、ファシズム国家の下でも、ナチズムのドイツとは異なり、憲法学のファシスト的刷新の道に踏み込んだのは少数の者（コスタマーニャ、マラヴィツリア、パヌンツィオ等）にすぎず、彼等は不信の眼でみられ、主流は厳格に学問的方法を堅持し、政治的理由が法学的理由に優越するのを避ける必要があることを自覚していた（モルターティ、エスポジト、クリーザフツリ、ラバニャ等）と指摘しているが、この点の評価は幾分ギザルベルティの評価と異なる。確かに、モルターティ等のファシズム後に活躍することになる憲法学者が、この時期、時流に流されず基礎的な研究に邁進していたのは事実であろう。この点はギザルベルティも否定はしない。ただ彼は、このような研究スタイルも「体制にとっては、そして権力を掌握していた人物にとっては」間接的には「有効な支援」⁽¹⁰⁾になつたことをより重視するのである。

論者の評価の視点の違ひと言つてもよからうが、ともかく、ファシズムの樹立した体制は、ロマーノに見られる如く、あくまでも「代表制の枠の中」に留まるものとして憲法学上は評価されたという事実は厳然として残るのである。戦後におけるファシズム現象の研究に関しては歴史学そして政治学の分野においては、その起源、担い手、階級的

性格、イタリア史の中での位置づけ（自由主義国家との断絶か連続か、ポストファシズムとの関連等）を廻って様々な議論が展開されてきた。⁽¹¹⁾しかしながら、法学の分野においては、アッレグレッティの指摘する如く、ファシズム研究には十分な蓄積がみられない。それには法実証主義固有の問題もあり、社会現象をトータルに把握するという態度において欠ける面があるからである。そうした中ではアッレグレッティの研究は貴重なものといえよう。彼は、ファシズムの歴史を、その起源（一九一九―一九二二年）の時期、「合法的独裁」（一九二二―一九二五年）の時期、「権威主義的国家の構築」（一九二五―一九二九年）の時期、その後の「大衆的反動体制（あるいは全体主義体制）」（一九二九年以降）の時期に分けたうえで、⁽¹²⁾ファシズムの法現象を、全体主義という側面、「継続性」の側面、技術の面における近代化という側面からアプローチし、全体主義という面では自由主義との断絶は明らかであるが、国家が全体の権力の担い手となった点、法の觀念においても法実証主義が支配的であった点、王国憲章の存続という点を挙げて、むしろ継続の面を強調する。⁽¹³⁾その根底には、大資本によるイタリア社会の指導のより権威的な側面をファシズムの中に見るといふ視角が存在していると言えよう。⁽¹⁴⁾

このように「継続性」を全面に打ち出せば、ファシズムが独自の憲法典を作成するに至らなかったのにもそれなりの理由があるということになる。ファシズムの「憲法」は、権威主義体制の樹立に奉仕した種々の立法の中にあるのであり、そのために当時の若き憲法学者は「形式的憲法」と「実質的憲法」とを区別し、後者の研究の重要性を指摘するに至るのであった。⁽¹⁵⁾

(1) 言うまでもなく、この四法典は今日でも有効なものである。

(2) 以上の経過に関しては、参照 Aquarone, op. cit., pp. 52—57.

(3) Vincenzo Zangara, *Il Partito unico e il nuovo Stato rappresentativo in Italia e in Germania*, in *Rivista di Diritto Pubblico*, 1938, pp. 88—111.

- (7) Oreste Ranalletti, Il Partito Nazionale Fascista nello Stato italiano, in Rivista di Diritto Pubblico, 1939, pp. 30-42.
- (8) Giovanni Salemi, La Camera dei Fasci e delle Corporazioni, in Rivista di Diritto Pubblico, 1939, pp. 289-301.
- (9) Ghisalberti, op. cit., p. 377.
- (10) Santi Romano, Corso di Diritto Costituzionale, ottava edizione aggiornata, Cedam, 1943, pp. 258-275.
- (11) Piero Calamandrei, La funzione parlamentare sotto il fascismo, in Il regime fascista (a cura di A. Aquarone e M. Vernassa), Mulino, 1974, pp. 83-84.
- (12) Mario Galizia, Profili storico-comparativi della scienza del diritto costituzionale, in Archivio Giuridico, 1963, p. 103.
- (13) Ghisalberti, op. cit., p. 378.
- (14) 文献は数多いが、取り敢えず参照、R・デ・フェリーチェ『ファシズム論』(藤沢道郎・本川誠三訳、平凡社、一九七三)；豊下楢彦「イタリアの戦後再建過程をめぐる『継続性』論」(『法学論叢』二〇巻四・五・六号、一九八二)；高橋進「イタリア・ファシズムと工業界―イタリア資本主義発展を基礎視座として―」(『法学雑誌』二五巻二・三・四号、一九七八、一九七八)。
- (15) Umberto Allegretti, Profilo di storia costituzionale italiana. Lo stato liberale. Il regime fascista, CUEC Editrice, 1983, 277.
- (16) Allegretti, op. cit., pp. 314-322.
- (17) Allegretti, op. cit., p. 280.
- (18) Galizia, op. cit., p. 106. モルターティ特有の方法論である。

まとめにかえて

ムッソリーニの樹立した権威主義体制をして大衆的反動体制(全体主義)は、当時の憲法学により「制度的代表」とされたにも拘わらず、実質的には個人独裁であることは先にも述べた通りであるが、この独裁はファシズムがナチ

ズムに従属的に協力して第二次大戦に突入することにより一層鮮明になっていく。

ムッソリーニがナチズムに接近していくのはエチオピア戦争以降顕著になるが、一九三六年一月二二日の独伊協定により最初の一步を踏み出すことになり、翌三七年一月六日の日独防共協定への加入、そして一九三九年五月二二日の独伊友好協力条約（いわゆる鋼鉄条約）により軍事同盟にまで発展していくことになった。⁽¹⁾ ファシズムには当初無縁であった人種主義・反ユダヤ主義がイタリアでも喧伝されるようになったのは、この独伊接近を背景にしてであつた。こうした中で一九三八年一月一七日勅令第一七二八号「イタリア人種の保護に関する措置」⁽²⁾が制定されることになった。この勅令の第一条により、アリア人種であるイタリア市民の他の人種の者との婚姻は禁止されることになった。そして第一〇条により、ユダヤ人は軍役が禁止され、国防に関する企業の所有または経営、一定の規模の企業の所有、土地の所有も禁止されることになった。又第一三条は、国家公務員、地方公務員、ファシスタ党とその下部機関、公営企業へのユダヤ人の就職を禁止している。更に、一九三九年六月二九日法律第一〇五四号は、ユダヤ人には公証人の職業を禁止し、その他の自由業も厳格な統制の下におくことになった。⁽³⁾

ナチズム程の狂信性をもたなかつたとはいへ、ファシズムの反ユダヤ主義はイタリア史の汚点として記録されるべきものであつた。ムッソリーニは、当初は自分が大衆的独裁制の師であつたのが、ヒットラーが自分を凌駕する程の権力を集中するのを見て、心理的には幾分の屈折も含みながら、ナチスの流儀をイタリアにも導入し、ますますヒットラーに接近していくことになったのである。

第二次大戦の勃発当初は非参戦を表明したイタリアも、一九四〇年六月一〇日には、全くムッソリーニの個人的決断のみでナチスに従属した形で参戦に踏み切ることになった。⁽⁵⁾ ここからファシズムの崩壊過程が始まるのであるが、本稿ではその最終の段階の検討が重要な意味をもつことになる。

戦況の悪化が明らかとなる一九四二年末から一九四三年始めにかけて、宮廷側近、軍上層部、一部ファシスト幹部

の間では、ムッソリーニなき政府をめざす動きが活発になってくるが、一九四三年七月一〇日の連合軍のシチリア上陸により、その動きは加速され、七月一九日のムッソリーニとヒットラーの会談においてもイタリアがドイツから離脱する見込みがないことが明らかになると、ムッソリーニが二四日に招集していた大評議会において（大評議会は一九三九年一月以来開催されることがなかった）ムッソリーニの解任に動くことをファシズム幹部の一人ディーノ・グランディは決意する。⁽⁶⁾一九四三年七月二四日（土曜日）午後五時一五分から開始された大評議会において提出されたグランディの動議は次のようなものであった。⁽⁷⁾

まず犠牲的精神を發揮して闘っている軍隊に敬意を表した後、大評議会は「内外の情勢と戦争の政治的軍事的指揮を検討し、すべてのイタリア人が祖国の統一、独立、自由、リソルジメント以来今日迄の四世代の犠牲と努力の成果、イタリア人民の生活と将来を全力を挙げて擁護する責務のあることを宣言し、祖国の運命にとり重大かつ決定的なこの時期にあたりすべてのイタリア人の精神的物質的な統一の必要性を確認し、この目的のためには、王位、大評議会、政府、国会、協同体に我が憲法的法律により定められた任務と責任を帰属せしめ、すべての国家権能の迅速な再興が必要であることを宣言し、全国民の忠誠心が向けられている至尊なる国王が、祖国の名誉と救済のために、王国憲章第五条に従い、陸・海・空軍の指揮権を掌理することにより、我が国の法制により国王に帰属し、かつ我が国の全歴史において、我が光輝あるサヴォイア朝の栄光の遺訓たる至高なる創意による決断をとられんことを、政府首席が国王に懇願するよう要請する」。

この動議は、第一には、ムッソリーニが自ら制定した法律にも反して権力を私物化している状態に終止符を打ち、「憲法」上の機関の復権を求めていること、第二に、憲章の規定通りに国王に軍の指揮権を委譲することを求めていることから明らかなように、ムッソリーニへの不信任の表明であり、ファシズム体制下において破壊されていた王国憲章の復活を求めたものであった。そしてこのことは逆に、本稿で何度も指摘してきたように権威主義体制樹立以

後のファシスト国家の内実がムッソリーニの個人独裁であったことをも裏づけることになっている。

大評議会では激しい議論の後、翌二五日午前二時過ぎ、グランディ動議は表決に付され、賛成一九、反対七、棄権二で可決された。そしてムッソリーニの事実上の解任とともにファシズムも、この日をもって、何らの抵抗を試みることなく、文字通り瓦解していくことになった。

イタリアのファシズムは大衆時代における独裁という全く新しい統治システムを作りあげ、これがヒットラーに模倣されてナチズムというファシズム以上に厳格で完璧な全体主義体制を産み出すのに「貢献」した訳であるが、ヒットラーが共和制下に登場したために君主制の問題に対応する必要がなくナチスの一元的支配体制を実現しえたのに対して、ムッソリーニは、一方では王室、他方では教会という、ファシズム体制下でも一定の自律性をもちえた勢力に對峙せざるをえず、そのため一見強固にみえた権威主義体制にもこうした弱点があったのである。ファシズムの崩壊過程はこのことを白日の下に曝したのであった。王国憲章を一時的には破棄することはできたが、自らの憲法を制定してそれを廃棄するには至らず、王国憲章の再生をもってムッソリーニは独裁者の地位を追われることになった。

その後、逮捕・拘禁されたムッソリーニは、ナチスにより救出され、北部イタリアにイタリア社会共和国（通称サロ共和国）をナチスの後見の下に樹立するが、一九四五年四月二五日のレジスタンス勢力によるミラノ解放後、ドイツ軍兵士の服装をしてドイツ軍の軍用トラックで国境に向け脱走中、四月二七日、警備中の共産党系のパルチザンに「イタリア人民の名において」逮捕され、翌二八日処刑、そして彼の遺体は愛人のクララ・ペタッチの遺体とともに、ファシズム生誕の地ミラノのロレット広場に曝されることになった。⁽⁸⁾

八九年の原理、そしてそれを担う国際的フリーメーソンに對抗して、更にはボルシェヴィーキに對抗して、第三の道を標榜し、新しい国内秩序はもちろん、国際秩序をも構想したファシズムは、かくして悲劇的な最後を遂げることになった。憲法論の次元においては近代立憲主義のあり方に正面から挑戦し、「協同体」という全く新しい体制を構

築した訳であるが、それを社会の枠組み、基本原理として新しい憲法典を作成するという作業は遂に成功しなかった。近代立憲主義の根底にある個人主義、所有の保護、そしてそれを制度的に支える議会主義に代え、協同体への個人の統合、国家に奉仕する労働の保護、そしてこれを統合する職能代表議会を表現した訳であるが、これは国家による市民社会の統合となり、個人の自由を抹殺するが故に、真の意味での近代立憲主義への代替にはなりえなかった。

近代立憲主義を克服するためには、そこに含まれている積極的に発展すべき点と、眼界を踏まえ、批判的に継承する必要があったのである。中世的な協同体の理念でもってしては、このことは不可能であろう。「権力と自由」との調和は、ファシズムにおいては協同体イデオロギーの名の下での権力による自由の圧殺により、保持されるどころか、権力が全てとなり崩壊することになってしまった。ファシズムの「憲法」から教訓を汲み取るとするとこの点であろう。国家による市民社会の統合ではなく、個人主義の理念を継承した上での市民社会のヘゲモニーによる国家（『政治社会』）の吸収こそが、望まれたのである。しかし、この方向は、過酷なレススタンスを経過して登場したイタリア憲法政治の新しい担い手、キリスト教民主主義と社会党、共産党に代表されるマルクス主義の勢力の中での討論、競合により、意識されてくることになる。そして、ここにイタリア憲法史の新しい時代が始まることになる。

- (1) 以上の経過に関しては、参照 Candeloro, op. cit., vol. IV, pp. 395-424; De Felice, *Mussolini il duce II*, 1981, pp. 467-625.
- (2) *Provvedimenti per la difesa della razza italiana*. R. D. L. 17 novembre 1938, n. 1728, in *Lex Legislazione italiana*, 1938, pp. 2097-2102.
- (3) *Disciplina dell'esercizio delle professioni da parte dei cittadini di razza ebraica*. Legge 29 giugno 1939, in *Lex Legislazione italiana*, 1939, pp. 1377-1383.
- (4) ルソンの『群集心理学』を座右の書としていたアンソニーはこの点を白髪にびいたと語られた (De Felice, *Mussolini il*

- rivoluzionario, 1965, p. 467)。権力についてムッソリーニに署名入りの写真を求めるのは無名時代のヒットラーの方であった。
- (5) Candeloro, op. cit., vol. X, 1984, p. 49.
- (6) この間の経過及び二四〇二五日の大評議会で展開された議論のドラマティックな描写については、主役を演じたグランディ自身が四〇年後に公表した手記『Dino Grandi, 25 luglio Quarant'anni dopo』, II Mulino, 1983。他に参照、Bottai, Diario, pp. 401-421; Candeloro, op. cit., vol. X, pp. 162-193.
- (7) ここでは前註の著書に所収のもの、更に『モンダドーリ社発行の『歴史』一九八五年四月号の付録「七月二五日に向けて」を参照した。
- (8) 以上の経過については参照、Candeloro, op. cit., vol. X, pp. 318-340; Enzo Santarelli, Storia del fascismo, vol. III, Rizzoli, 1973, pp. 363-364; Giovanni De Luna, Benito Mussolini, Feltrinelli, 1978, pp. 153-155.